



令和 8 年度

# 学校基本調査の手引

— 学 校 調 査 —

— 卒業後の状況調査 —

(学 校 用)

中 等 教 育 学 校



## 本年度調査の変更点

変更なし

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp>) で御覧いただけます。

文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」

◆調査結果の公表について

8月下旬・・・速報

12月下旬・・・確報

上記学校基本調査のページの「結果の概要」及び「年次統計・統計表一覧」で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの「令和8年度学校基本調査について」で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで「質疑応答集（初等中等教育機関、専修学校・各種学校編）」を閲覧できます。

- ◆この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。
- ◆この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

## 目 次

<b>1 学校基本調査の概要</b>	2
<b>2 調査票の配布</b>	2
<b>3 調査票の提出</b>	3
<b>4 調査票の作成要領</b>	4
(1) 共通事項	4
(2) 「学校調査票（中等教育学校）」の作成	5
(3) 「卒業後の状況調査票 （中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）」の作成	13
<b>5 オンライン調査システムの使用手引（学校用）</b>	31
(1) 利用環境	31
(2) オンライン調査システムの使用法	31
ログインの方法	31
電子調査票の取得	34
回答の送信	35
<b>参考1</b> パスワードの変更方法	37
<b>参考2</b> 回答内容の一時保存	40
<b>参考3</b> 回答の修正	42
<b>参考4</b> 回答データテンプレート出力（回答一覧の印刷）	43
(3) Q&A（よくあるお問い合わせ）	45

### 調査票様式

### 学科コード表

### 問合せ先

## 1 学校基本調査の概要

- 学校基本調査は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、昭和23年から文部科学省が毎年実施しています。
- 基幹統計調査とは、国勢調査等、国の行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成19年法律第53号）により定められています。
- 調査の結果は次のように利用されています。
  1. 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
  2. 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
  3. その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料
- 全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果はインターネット上で文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付が公表します。
- 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

## 2 調査票の配布

### (1) オンライン調査システムによる回答の場合

調査の手引、調査対象者ID等回答に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布されたID等を用いてオンライン調査システムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については、31ページ以降を参照ください。

(調査書類の配布系統)

【国立の学校】	文部科学省	→	大学本部事務局	→	各附属学校
【公立・私立の学校】	都道府県	→	各公立・私立学校		

なお、本手引は文部科学省のホームページからもダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<https://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」 → 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「令和8年度学校基本調査について」

### (2) 紙の調査票による回答の場合

#### ① 国立学校の場合

大学又は学部附属する学校の学校調査票、卒業後の状況調査票は、要望に応じて文部科学省から大学本部事務局に配布します。

#### ② 公立・私立学校の場合

都道府県から要望に応じて、配布します。

### 3 調査票の提出

#### (1) オンライン調査システムによる回答の場合

##### ① 国立学校の場合

「電子調査票」に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	提出期限
学校調査票（中等教育学校）	校長	5月1日	本校分校別	6月30日
卒業後の状況調査票（中等教育学校）	校長	5月1日	本校分校別	6月30日

##### ② 公立・私立学校の場合

「電子調査票」に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	提出期限
学校調査票（中等教育学校）	校長	5月1日	本校分校別	月 日
卒業後の状況調査票（中等教育学校）	校長	5月1日	本校分校別	月 日

※提出期限は都道府県知事が定めます。

#### (2) 紙の調査票による回答の場合

「(1) オンライン調査システムによる回答の場合」の「提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表」のとおり提出してください。

##### ① 国立学校の場合

大学本部事務局と連絡を取り、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学校基本調査係宛て各1部を提出してください。また、文部科学省への提出と同時に当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ1部送付してください。調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学校基本調査係に連絡してください。  
(電話 03-5253-4111 内線 2264・2265)

##### ② 公立・私立学校の場合

学校の長は、都道府県の調査担当部局に、各調査票3部を提出してください。なお、都道府県によっては、調査票の配布、取集の系統を変更している場合があるので、提出方法は、都道府県の指示に従ってください。

#### (3) 廃校になった学校の場合

令和7年5月2日から令和8年5月1日までの間に廃校になった学校は、調査票の提出が必要となります。提出が必要となる調査票は、学校調査票・卒業後の状況調査票です。

※学校施設調査票は提出不要です。

## 4 調査票の作成要領

### (1) 共通事項

各調査票の作成にあたっては、以下にしたがって回答してください。

#### ○都道府県番号

「都道府県番号」欄は、次の「都道府県番号一覧表」より回答してください。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島	43	熊本
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川	44	大分
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛	45	宮崎
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知	46	鹿児島
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡	47	沖縄
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀		
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎		

#### ○学校コード

「学校コード」欄は、「学校コード」を入力します。学校コードは全国すべての学校にそれぞれ付与された各学校固有のコード（英数字13桁）です。

学校コードが不明な場合は都道府県・市区町村等にお問い合わせいただくほか、文部科学省のホームページ（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)）でも確認いただけます。

学校コードのイメージ

**学校コードのイメージ：B1-01-1-1000002-9**  
(構成要素間の-は便宜上のもの)

#### 学校コードの構成（計13桁）

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)	検査数字 (1桁)
A1:幼稚園 ※	01:北海道	1:国立	1000000	0
A2:幼保連携型認定こども園	~	2:公立	~	~
B1:小学校				
C1:中学校	47:沖縄県	3:私立	9999999	9
C2:義務教育学校				
D1:高等学校				
D2:中等教育学校				
E1:特別支援学校				
F1:大学				
F2:短期大学				
G1:高等専門学校				
H1:専修学校				
H2:各種学校				
※幼稚園型認定こども園を含む				

## (2) 「学校調査票（中等教育学校）」の作成

「都道府県番号」、「学校コード」の回答については、4ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。

### ○設置者別（項目3）

1. 該当する番号を回答します。公立大学法人立の学校は、以下にしたがって回答してください。
  - ①都道府県が設置する公立大学法人 ⇒ 都道府県立の番号を回答。
  - ②市区町村が設置する公立大学法人 ⇒ 市区町村立の番号を回答。

### ○本校分校別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。廃校の場合は以下にしたがって回答ください。
  - ①電子調査票の場合は、「3廃校」を選択し、メモ欄に「廃校」とその「年月日」を入力して提出してください。
  - ②紙調査票での提出の場合は「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白に「廃校」とその「年月日」を回答して提出してください。

### ○へき地等学校指定の有無（項目5） **公立前期課程のみ**

1. 該当する項の番号を、回答します。
2. 「へき地等学校」とは、へき地教育振興法及び各都道府県の条例（規則）によって指定された学校をいいます。校舎が2か所以上に分かれていて、一方の校舎だけがへき地等学校として指定されている場合は、公的な学校所在地（「1学校の所在地」に同じとします。）の校舎がへき地等学校として指定されているか否かによって、へき地等学校指定の有無を回答してください。

### ○課程別（項目6） **後期課程のみ**

1. 本校・分校ごとに、それぞれの該当する課程の番号を回答してください。  
→（例）本校が併置校で、分校が定時制の場合は、本校の調査票は「併置」の番号「3」を回答し、分校の調査票は「定時制」の番号「2」を回答します。
2. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいいます。この項目における「併置」とは、通信制との併置という意味ではありません。  
→（例）全日制又は定時制に通信制の課程が設置されている場合は「併置」ではありません。全日制と通信制の課程を設置している学校は「併置」とせず、「全日制」の番号「1」を回答し、定時制と通信制の課程を設置している学校は「定時制」の番号「2」を回答してください。

### ○定時制（本科）の昼夜別（項目7） **後期課程のみ**

1. この欄は、定時制課程のある学校（「6課程別」で定時制又は併置を回答した学校）が回答します。昼と夜の課程を併置している学校は「昼夜併置」の番号「3」を回答してください。5月1日現在、昼又は夜に授業を行っていても、年間計画として昼夜にわたり授業を行う学校は「昼夜」の番号「4」を回答してください。

### ○学科別（本科）（項目8） **後期課程のみ**

1. 本科について、該当する学科を回答してください。なお、紙の調査票による回答の場合は、該当する学科の欄にすべて「1」を回答します。列記されている学科以外の学科を設置している場合は「その他」に「1」を回答してください。回答にあたっては下記の学科区分にご留意ください。

「普通科」：高等学校設置基準第5条第1号に規定する「普通教育を主とする学科」のうち、「普通科」  
「学際領域」：「普通教育を主とする学科」のうち、同基準第20条第1項に規定される「学際的な分野に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科」

「地域社会」：「普通教育を主とする学科」のうち、同基準第21条第1項に規定される「地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科」

「その他（普通科）」：「普通教育を主とする学科」のうち、上記以外のもの（学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科の両者の特徴を併せ持つ学科を含む。）

○学級数（ホームルーム数）（項目9） **公立の本科、後期課程のみ**

1. この欄には、5月1日現在、教科外活動としてのホームルーム活動を行うために編制されている学級の数を、全日制、定時制の別に回答してください。

○教員数（項目10）

1. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとします。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は回答しません。
2. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
  - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
  - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。
  - ③本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方へのみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
3. 本務者には休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者（以下休職者等という）を含めますが、兼務者には含めません。
4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱います。
6. 公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。
7. 都道府県立学校、市町村立中等教育学校の前期課程又は市町村立中等教育学校の後期課程が定時制である場合で、給与を市町村から支給されている教員もこの欄に含めます。

本務者兼務者の区別の仕方（教員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規採用の者 常勤教員	<再任用以外の者> <b>本務者</b> ※休職・休業中の者も含む	
	<再任用の者> <b>本務者</b>	<再任用の者> <b>兼務者</b>
非正規採用の者 非常勤教員	<講師以外の職（栄養教諭・養護教諭等）> <b>本務者</b>	<すべての者> <b>兼務者</b>
	<講師> <b>兼務者</b>	

## ○職員数（本務者のみ回答）（項目11）

1. すべて辞令面により、本務者のみ回答します。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとします。
2. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は回答しません。
3. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
  - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
  - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、勤務時間の長い方を本務とします。
  - ③本校と分校の両方に勤務する職員は、主として勤務する方のみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 以下の条件をすべて満たす非常勤職員（常勤的非常勤職員）は本務とみなします。
  - ①学校の職員として正式に発令
  - ②勤務形態が本務の職員とほぼ同じ
  - ③任用期間が実態として1年以上継続
  - ④規定による給与が支給されている
6. 私費負担の職員も回答します。
7. 「負担法による者」とは、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（指定都市においては義務教育費国庫負担法）による職員をいいます。したがって、公立学校でも負担法によらない者は「その他の者」に回答します。なお、国立及び私立の学校ではすべて「その他の者」に回答してください。
8. 「負担法による者（公立のみ）」の各欄には、次の区分により回答します。 **公立のみ**

「事務職員」：主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。

「学校栄養職員」：学校給食法第7条に規定する学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員。

9. 「その他の者」の各欄には、次の区分により回答します。なお、国立及び私立の学校ではすべてこの欄に回答します。

### 「事務職員」

：公立の学校では上記負担法による事務職員以外の者（PTA、学校後援会、同窓会、その他の個人からの寄附金などの私費負担によって、給与の一部又は全部を支給されている者を含む。）を回答し、国立及び私立の学校では、事務職員はすべてここに回答する。

### 「実習助手」

：学校教育法第69条第2項及び第70条（第60条第4項の準用）により実験又は実習について教員の職務を助ける者。

### 「学校図書館事務員」

：学校図書館専任の職員。

### 「技術職員」

：実習施設の技師及び技師補、栄養士、調理師など技術的職務に従事する者。また、課外活動のコーチ又は指導員（教員ではない）として発令され、給料（手当ではない）を支給されている者は、便宜、この欄に含める。

### 「養護職員（看護師等）」

：看護師（准看護師含む）、保健師など養護をつかさどる職員。

「学校栄養職員」  
 : 上記の「学校栄養職員」のうち負担法によらない者。  
 「学校給食調理従事員」  
 : 「学校栄養職員」以外の学校給食の調理に従事する者。  
 「用務員」  
 : 学校の環境の整備その他の用務に従事する者。  
 「警備員・その他」  
 : 学校警備員、ボイラー技師、寄宿舍指導員、実習補佐員、その他の職員。

10. (再掲)の「左記aのうち学校図書館事務従事者」の欄には、職員数の「負担法による者」(事務職員)のうち、学校図書館専任の職員数を回答します。

本務者兼務者の区別の仕方(職員)

	フルタイム勤務の者	短時間(週30時間未満等)勤務の者
正規採用の者 常勤職員	<再任用以外の者> <b>本務者</b> ※休職・休業中の者も含む	<再任用の者> <b>兼務者</b>
	<再任用の者> <b>本務者</b>	
非正規採用の者 非常勤職員	<常勤的非常勤職員の条件を満たす者> <b>本務者</b>	<すべての者> <b>兼務者</b>
	<その他> <b>兼務者</b>	

○「10」の本務者のうち休職等教員数(再掲)(項目12)

1. 「10教員数」の「本務者」欄に回答された者のうち休職者(理由別)及び休業者を回答します。「休職者」とは、公立の場合は、休職の発令があった者をいい、国立及び私立の場合も、これに準じます。休職教員の理由は、休職になったときの発令内容によります。

「教員組合事務専従者(公立のみ)」  
 : 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により、任命権者から許可を受けて登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事(専従)している者。  
 「育児休業」  
 : 公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号)第2条、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という)第5条の規定により育児休業をしている者。

「介護休業」

：公立の学校においては育児・介護休業法第61条（同条に基づき定められている条例）、国立及び私立の学校においては育児・介護休業法第11条の規定により介護休業をしている者。

○「10」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）（項目13）

1. 「教務主任等」の欄には、現在学校に勤務している本務教員（休職者等を含む）のうち、教務主任等の数を回答します。同一教員が2以上の主任等を兼ねている場合は、それぞれの欄に回答します。

「教務主任」「学年主任」「保健主事」「生徒指導主事」「進路指導主事」「学科主任」「農場長」

：学校教育法施行規則第113条第1項（第44条、第45条、第70条及び第71条の準用）及び第3項（第81条の準用）の規定に基づき当該職務を行う教員について、名称及び発令の形態のいかんを問わず回答。「学科主任」とは、専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項について、校長の監督の下に連絡調整及び指導助言に当たる者をいい、例えば「国語」、「数学」の「教科」について同様の職務を行う者は含みません。

「司書教諭」

：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として、発令（校長の職務命令によるものや口頭によるものを含む。）を受けている教員。

「舎監」

：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる教員。

2. 「特別支援学級担当教員」の欄には、現在学校に勤務している本務教員（休職者等を含む）のうち、特別支援学級（学校教育法第81条第2項に定める学級）を専任で担当し、特別支援教育に直接従事する教員数を、特別支援学校教諭（助教諭）免許状所有者とそうでない者に分けて回答します。

※この欄に回答があれば原則として「特別支援学級児童生徒数」欄にも回答があるため、この点も確かめてください。

○「10」の本務者のうち指導主事等の数（休職者を除く）（項目14） **再掲、公立のみ**

1. この欄には、「10教員数」の「本務者」欄に回答された者のうち、学校に全く勤務せず、学校以外の教育機関（例えば、図書館・公民館・理科センター）に専ら勤務する者の数を回答します。指導主事に充てられた者が教育委員会の課長等になっている場合も、指導主事として扱います。なお、上記に該当する者でも、休職の発令の出ている者は、この欄には回答せず、「12」欄の「その他」に含めて回答します。

「指導主事」

：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項後段の規定により指導主事を充てられた者。

「教育委員会事務局等勤務者・その他」

：学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者。また、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（派遣法）により派遣されている者（REXプログラム、その他地方公共団体で行う派遣事業）もこの欄に回答します。なお、上記例示に当てはまらない教育機関等に勤務している者も回答してください。また、これらの者のうち上記の「指導主事」に充てられている者は「指導主事」の欄に回答し、この欄には回答しないでください。

「留学者」

：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者（国立大学附属学校へ派遣されている者は除く）。

「海外日本人学校派遣者」

：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。

## ○「10」及び「11」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）（項目15）

1. 「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」欄は、現に任用されている産休代替者及び育児休業代替者の職名により該当欄に回答します。

### 「産休代替教職員」

：女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項又は第5条によって任用された教職員。

### 「育児休業代替教職員」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第6条第1項、国立及び私立の学校においては「育児・介護休業法」第22条によって任用された教職員。

## ○同一学校内（本校分校間を含む）で定時制課程に兼任している教員数（項目16）後期課程のみ

1. この欄は、「6」で「定時制」又は「併置」に回答した学校のみが、本務教員の兼任の状況について回答します。
2. 定時制独立校では、本校から分校又は分校から本校に兼任している教員、併置校では、更に全日制の課程から定時制の課程に兼任している教員（校長を除く）の数を回答します。
3. 本校から分校に兼任している教員は分校の調査票に回答し、分校から本校に兼任している教員は本校の調査票に回答します。  
→（例）本校に全日制と定時制が併置され、分校に定時制が設置されている場合は、本校から分校に兼任している教員数を分校の調査票に回答し、分校から本校の定時制に兼任している教員数を本校の調査票に回答します。この場合、本校の全日制から本校の定時制に兼任している教員がいたら、この教員数も本校の調査票に回答します。

## ○学校医等の数（項目17）

1. 学校医・学校歯科医・学校薬剤師として、発令（委嘱）されている者の数を回答します。ただし、同一人が内科・耳鼻科・眼科の学校医として発令されているような場合には、学校医の数は1人とします。また、総合病院の全体にこれらの業務を委嘱している場合も学校医の数は1人とします。

## ○学年別学級別生徒数（項目18）前期課程のみ

1. 「学級」は、5月1日現在届出をしている等、正規の手続を完了（5月1日現在届出をしていないが、学級が編制されており、届出をするための手続が現在進行中であり、届出をすることが確実である場合を含む。）している学級とします。なお、災害等のため臨時に学級編制を行っている場合は、本来の学級編制により回答するものとします。
2. 「生徒数」の欄には、5月1日現在、当該学校の在学者（ただし、1年以上居所不明の者を除く）として指導要録が作成されている者の数を回答します。生徒数の回答に当たっては、次の点に留意し正確を期してください。
  - ①学年の中途に生徒が転学した場合、転学先の学校の受け入れた日は、学校教育法施行令第6条の規定により教育委員会が指定した日とされているので、その指定した日が5月1日以前である生徒は、転学先の学校の在学者とし、5月2日以降である生徒は、転学前の学校に在学するものとして取り扱ってください。
  - ②校長が5月1日以前の日で退学を認めた者は、在学者とはしません。（例えば外国にある学校に入るために退学する場合、又は学齢を超過している生徒の退学の場合）
  - ③少年院及び児童自立支援施設に送られている者は、在学者とはしません。ただし、児童自立支援施設内に置かれている当該学校の分校、分教室に在籍している者は在学者とします。なお、観護措置に付されている者及び前記以外の保護機関に送られている者は在学者とします。

3. 届出をしている「学級」で、5月1日現在、児童生徒が1名も在籍しない学級も、設置学級数に含めて回答し、当該学級の児童生徒数は「0名」と回答してください。なお、紙の調査票による回答の場合は、当該学級欄に「N」と回答してください。
4. 「単式学級」とは、同学年の生徒のみで編制されている学級をいい、当該学級に在籍する生徒数を回答します。
5. 「複式学級」とは、2以上の学年の生徒で編制されている学級をいい、調査票の横1段を1学級とし、当該学級に在籍する生徒数を学年別に回答します。「学級種別」欄には、「2」から「3」までの番号（2個学年複式の学級は「2」、3個学年複式の学級は「3」）を、それぞれ回答します。5月1日現在、そのうちの一部の学年の生徒が在学しない場合は、当該学年の生徒数は「0名」と回答してください。なお、紙の調査票による回答の場合は、当該学年欄に「N」と回答してください。
6. 「特別支援学級」とは、学校教育法第81条第2項各号に該当する生徒で編制されている学級をいいます。学級の種類は、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」の7種類とし、調査票の横1段を1学級とし、当該学級に在籍する児童生徒数を学年別に回答します。「学級種別」欄には、「知的障害」＝「1」、「肢体不自由」＝「2」、「病弱・身体虚弱」＝「3」、「弱視」＝「4」、「難聴」＝「5」、「言語障害」＝「6」、「自閉症・情緒障害」＝「7」を、それぞれ回答します。  
 なお、特別支援学級に在籍する生徒数は、「単式学級」、「複式学級」の欄には含めません。特別支援学級が当該学校の敷地内になく、病院や療養所に設置されている場合もあるので回答漏れがないように注意してください。5月1日現在、生徒が在学しない場合は、児童生徒数は「0名」と回答してください。なお、紙の調査票による回答の場合は、当該学年欄に「N」と回答してください。

#### ○課程別学科別の生徒数（項目19）後期課程のみ

1. 本科の生徒数には、科目履修生は含めません。
2. 小学科名を回答し、その段に本科の学年別生徒数、当該学科に対応する専攻科・別科の生徒数を回答してください。なお、総合学科は、専攻科・別科の生徒数を記載する必要はありません。
3. 専攻科・別科で対応する学科がないときは、別に一欄をとって本科に準じて回答します。
4. 3学年（定時制では3、4学年）の学科名が1、2学年の学科名と異なっても、実質的に同じ目標をもつものであれば、1、2学年の学科と同一欄に生徒数を回答してください。  
 →（例）3学年が食品加工科、1学年及び2学年が農産製造科の場合は、「農産製造科」と回答した欄に各学年の生徒数を回答します。
5. 学科番号は、小分類の学科番号を回答します。  
 →（例）農業科の場合は、「200」（大分類）ではなく「201」（小分類）を回答します。  
 学科番号が不明な場合は、各都道府県統計主管課に問い合わせるか、巻末の学科コード表及び文部科学省ホームページを御覧ください。電子調査票の場合は、「ヘルプ」にも同表を掲載しています。
6. 「生徒数」には、5月1日現在当該学校の在学者として指導要録が作成されている者の数を回答してください。
  - ①学年の途中で生徒が転学した場合、転学先の学校の受け入れた日が5月1日以前である生徒は転学先の学校の在学者とし、5月2日以降である生徒は、転学前の学校に在学するものとして取り扱います。
  - ②校長が5月1日以前の日で退学を認めた者は、在学者としません。（例えば外国の学校に入る場合）
  - ③休学中の者及び外国人も含めます。
  - ④各学年の欄には、その学年に相当する者の数を回答します。また、単位制による課程の生徒については在学すべき期間をもって、便宜上、相当する各学年の欄に回答します。
  - ⑤専攻科・別科は正規の手続（認可又は届出）を完了したのものについて、本科が全日制である場合は「全日制」欄に、また、本科が定時制である場合は「定時制」欄にそれぞれ生徒数を回答します。また、本科が全日制と定時制の両方にある併置校の場合は、年間を通じて週5日昼間に授業を行うものは「全日制」欄に、夜間その他特別の時間又は時期に授業を行うものは「定時制」欄に回答します。

**○修業年限別生徒数（項目20）** **再掲、後期課程のみ**

1. この欄には、全日制で単位制の課程を置く学校と定時制課程を置く学校のみ回答します。
2. 「全日制の課程のうち単位制による課程」欄には、「19」で回答した全日制の生徒数（本科生のみ）のうち、単位制の課程によるものを再掲します。総合学科及び総合学科以外でも単位制の課程を設置している学校は必ずこの項目に回答します。
3. 「定時制の課程」欄には、「19」で回答した定時制課程の生徒数（本科生のみ）を修業年限別に再掲します。
4. 「定時制の課程のうち単位制による課程」欄には、3. で回答したもののうち、単位制による課程のものを修業年限別に内数として回答します。

**○後期課程1年次への編入学者数（再掲）（項目21）**

1. 令和8年4月1日から4月30日までの間に後期課程1年に編入学した者の数を回答します。

**○「18」及び「19」の本科の生徒数のうち帰国生徒数（再掲）（項目22）**

1. 「18」又は「19」で回答した生徒数（後期課程では本科生のみ）のうち、海外勤務者等の子供で、引き続き（連続して）1年を超える期間海外に在留し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に帰国した生徒の数を5月1日現在の在学学年別に回答します。
2. 海外勤務者等とは、以下を満たす者とします。
  - ①日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所への勤務又は海外での研究・研修を行うことを目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者
  - ②終戦前（昭和20年9月2日以前をいう）から引き続き外地に居住していた者で、日本に帰国した者  
※帰国した際に厚生省が引揚者として援護を行ったかどうかは問わない

**○「18」及び「19」のうち外国人生徒数（再掲）（項目23）**

1. 「外国人」とは、日本の国籍を持たない者です。なお、日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とします。

### (3) 「卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）」の作成

#### ◆「卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程）」の作成

「都道府県番号」、「学校コード」の回答については、4ページを参照してください。また、調査事項「4」以下については、次の説明により正確に回答してください。

なお、今年度廃校となった場合も、前年度に卒業者がいる場合、本調査票の作成が必要です。

#### ○設置者別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。
2. 公立大学法人立の学校は、公立の番号を回答します。

#### ○本校分校別（項目5）

1. 該当する番号を回答します。
2. 廃校の場合は、「本校分校別」欄は「1（本校）」か「2（分校）」にし、前年度卒業者について回答し、提出してください。

#### ○状況別修了者数（令和8年3月修了者）（項目6）

1. 「状況別修了者数」の各欄は、次の区分により回答します。

##### 「A 高等学校等進学者」

: 高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科（全日制・定時制）及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者。  
※中等教育学校後期課程の「定時制」、「別科」及び特別支援学校高等部の「別科」は令和7年5月1日現在設置されていません。当該箇所に進学者数を回答する場合は誤りの可能性がありますので十分注意してください。

##### 「B 専修学校（高等課程）進学者」

: 専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。ただし、「A 高等学校等進学者」の欄に回答した者は、この欄には回答しないでください。

##### 「C 専修学校（一般課程）等入学者」

: 専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者。入学先の学校の区分が不明な場合は、専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。  
なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り回答します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「F 左記以外の者」に回答してください。

##### 「D 公共職業能力開発施設等入学者」

: 公共職業能力開発施設等（海上技術学校や准看護師学校養成所など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者。

##### 「E 就職者等」

: 上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を次の区分により回答します。

「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいいます。なお、本欄の「有期雇用労働者」に計上された者すべてが「就職している者」に該当するわけではありません。後述の再掲欄に計上された、「うち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」のみが「就職している者」に該当となりますのでご注意ください。

「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいいます。なお、「臨時労働者」に計上された者は「就職している者」には該当しません。

(就職したが就職先が不明の者は「無期雇用労働者」として扱います。この場合の「9」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。)

「F 左記以外の者」

: 家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者等上記A～Eに該当しない者の合計数。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に回答してください。(就職・進学の状況が不明の者はこちらに回答してください。)

「G 不詳・死亡の者」

: 修了者のうち、本年5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者。

2. 修了者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜上、A→B→C→D→Eの順に回答し、重複回答はしないでください。また、回答に当たっては、以下の点に留意してください。
- ①令和8年5月1日現在の状況を回答する。従って、進学(進級)、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学(進級)者、入学者、就職者として扱わない。なお、修了時から令和8年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、修了時の状況を回答する。
  - ②上記Aに該当する者で、他県への進学者は必ず(再掲)「左記Aのうち他県への進学者」に回答する。なお、他県の中等教育学校後期課程へ編入学した者も含めて回答する。
  - ③上記A、B、C及びDに該当する者で、就職している者は必ず(再掲)「左記A、B、C、Dのうち就職している者」に回答する。なお、この場合の「就職している者」とは、「E 就職者等」のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者(雇用契約期間が一か月以上の者)」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を指します。「有期雇用労働者(雇用契約期間が一か月以上の者)」でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、「臨時労働者」に分類される者は「左記A、B、C、Dのうち就職している者」として再掲する必要はありません。
  - ④上記Eのうち有期雇用労働者であって、該当する者は必ず(再掲)「左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」に回答する。「フルタイム勤務相当の者」とは、1週間の所定勤務時間がおおむね40～30時間程度の者を指します。

### ○「6」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の状況(再掲)(項目7)

1. 学校教育法81条2項に規定する学級(特別支援学級)修了者の状況を「6」の再掲で回答します。

### ○「6」の修了者総数のうち高等学校(本科)等への入学志願者数(再掲)(項目8)

1. 「6」に回答した修了者のうち、高等学校の本科(通信制及び別科は除き、就職して願書を提出した者を含む)高等専門学校又は特別支援学校高等部の本科(別科は除く)へ願書を提出した者の実数を回答します。同一人が2校(又は2課程)以上に願書を提出した場合も、1名として回答します。例えば、同一人が2校(又は2課程)に入学志願して、そのうち幾つかの学校(又は課程)に合格した場合は、実際に進学した方に回答し、いずれの学校(又は課程)にも不合格の場合は、第一志望の方に回答します。
2. 高等学校通信制のみに入学志願した者は回答しません。また、高等学校の全日制課程と通信制課程の両方に入学志願し、通信制課程に入学した場合は、「高等学校(本科)」の「全日制」に入学志願者として回答します。



#### ◆「卒業後の状況調査票（中等教育学校 後期課程）」の作成

「都道府県番号」、「学校コード」の回答については、4ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。この調査票による調査対象者は、次のとおりです。

1. 調査事項「8」、「9」欄及び「11」～「13」欄については、令和8年3月の中等教育学校（後期課程）本科（専攻科、別科及び通信制課程を除く。以下同じ。）の卒業者とします。（年度途中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に卒業を認められた者も含む。以下同じ。）
2. 調査事項「10」欄については、令和7年3月以前の中等教育学校（後期課程）本科の卒業者とします。

#### ○設置者別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。
2. 公立大学法人立の学校は、公立の番号を回答します。

#### ○本校分校別（項目5）

1. 該当する番号を回答します。
2. 廃校の場合は、「本校分校別」欄は「1（本校）」か「2（分校）」にし、前年度卒業者について回答し、提出してください。

#### ○学科別（項目6）

1. 該当する学科を回答します。回答にあたっては下記の学科区分にご留意ください。

「普通科」：高等学校設置基準第5条第1号に規定する「普通教育を主とする学科」のうち、「普通科」
「学際領域」：「普通教育を主とする学科」のうち、同基準第20条第1項に規定される「学際的な分野に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科」
「地域社会」：「普通教育を主とする学科」のうち、同基準第21条第1項に規定される「地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科」
「その他（普通科）」：「普通教育を主とする学科」のうち、上記以外のもの（学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科の両者の特徴を併せ持つ学科を含む。）

#### ○課程別（項目7）

設置する科の課程を回答します。以降の項目で回答する「課程別」はここで回答したものの中から回答してください。

#### ○状況別卒業者数（項目8）

1. 学科番号は大分類の学科番号を回答してください。例えば農業科であれば「201」（小分類）ではなく「200」（大分類）を回答します。異なる学科（小分類）であっても、大分類の学科番号が同一の場合は、まとめて回答します（小分類の学科ごとに分けて回答はしない）。
2. 学科番号が不明な場合は、都道府県統計主管課に問い合わせるか、巻末の学科コード表及び文部科学省ホームページを御覧ください。
3. 上記「6」で回答した学科ごとの卒業者の状況を以下の区分により回答します。
4. 同一名称の学科が全日制と定時制に併設されている場合は、課程ごとに別の段をとって回答します。（以下の各調査事項についても同じです）
5. 「状況別卒業者数」の各欄は、次の区分により回答します。

「A 大学等進学者」

: 大学 (学部)、短期大学 (本科)、大学・短期大学の通信教育部 (正規の課程) 及び放送大学 (全科履修生)、大学・短期大学 (別科)、高等学校 (専攻科) 及び特別支援学校高等部 (専攻科) へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

「B 専修学校 (専門課程) 進学者」

: 専修学校の専門課程 (高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。) へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

「C 専修学校 (一般課程) 等入学者」

: 専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校 (予備校等) に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。入学先の学校の区分が不明な場合は専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り回答します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「F 左記以外の者」に回答してください。

「D 公共職業能力開発施設等入学者」

: 公共職業能力開発施設等 (看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む) に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。

「E 就職者等」

: 上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を次の区分により回答します。「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者 (雇用契約期間が一月以上の者)」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいいます。なお、本欄の「有期雇用労働者」に計上された者すべてが「就職している者」に該当するわけではありません。後述の再掲欄に計上された、「うち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」のみが「就職している者」に該当となりますのでご注意ください。

「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいいます。なお、「臨時労働者」に計上された者は「就職している者」には該当しません。

(就職したが就職先が不明の者は「無期雇用労働者」として扱います。この場合の「11」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。)

「F 左記以外の者」

: 家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者等、上記A～Eに該当しない者の合計数。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に回答してください。(就職・進学の状況が不明の者はこちらに回答してください。)

「G 不詳・死亡の者」

: 卒業者のうち、本年5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者。

4. 卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜上、A→B→C→D→Eの順に回答することとし、重複回答はしないでください。また、回答に当たっては、以下の点に留意してください。

① 令和8年5月1日現在の状況を回答します。したがって、進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者として扱いません。なお、卒業時から令和8年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答してください。

② 上記A、B、C及びDに該当する者で、就職している者は必ず (再掲) 「左記A、B、C、Dのうち就職している者」に回答してください。なお、この場合の「就職している者」とは、「E 就職者等」のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者 (雇用契約期間が一月以上の者)」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を指します。「有期雇用労働者 (雇用契約期間が一月以上の者)」でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、「臨時労働者」に分類される者は「左記A、B、C、Dのうち就職している者」として再掲しません。



### ○職業別就職者数（項目12）

1. 「就職者」（「8」の「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「（再掲）左記A、B、C、Dのうち就職している者」及び「（再掲）左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」に回答された者）が本項目の回答対象となります。必ず、「8」における「就職者」の総人数と、本項目の総人数に相違がないかご確認ください。
2. 「就職者」個人の仕事の種類を別表2「日本標準職業分類（抄）」によって分類します。  
例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「事務従事者」の欄に分類します。
3. 「専門的・技術的職業従事者」とは、高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事する者及び教育・芸術・宗教・法律・その他の専門的性質の業務に従事する者をいいます。この業務を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とするので中等教育学校卒業後すぐにこの職業に従事する者は少ないです。また、この職業分類のうち国家試験合格や資格・免許を有していることを必要とする職業については、これらの資格・免許をもたないで類似した職務に就いていても「専門的・技術的職業従事者」とはせず、「生産工程従事者」又は「サービス職業従事者」等に分類します。
4. 「計のうち、自家・自営業に就いた者」には、継続的に本業として自家業に従事する者又は自営業を営む者の数を再掲として回答します。なお、家業が会社組織となっている場合は自家・自営業として扱いません。なお、「計のうち、職業安定所又は学校を通じて就職した者」と「計のうち、自家・自営業に就いた者」に同一人で重複回答のないようにしてください。

### ○就職先の都道府県別就職者数（項目13）

1. 「就職者」（「8」の「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「（再掲）左記A、B、C、Dのうち就職している者」及び「（再掲）左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」に回答された者）が本項目の回答対象となります。必ず、「8」における「就職者」の総人数と、本項目の総人数に相違がないかご確認ください。
2. 「就職者」の就職先の事業所の所在する都道府県によって分類します。
3. 「その他」には、国外勤務者及び不詳の者を回答します。

## 日本標準産業分類（抄）令和5年6月改定

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

### A 農業、林業

**農業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (農業), 耕種農業, 畜産農業, 農業サービス業 (園芸サービス業を除く), 園芸サービス業

**林業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (林業), 育林業, 素材生産業, 特用林産物生産業 (きのこ類の栽培を除く), 林業サービス業, その他の林業

### B 漁業

**漁業 (水産養殖業を除く)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (漁業), 海面漁業, 内水面漁業

**水産養殖業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水産養殖業), 海面養殖業, 内水面養殖業

### C 鉱業、採石業、砂利採取業

**鉱業、採石業、砂利採取業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (鉱業, 採石業, 砂利採取業), 金属鉱業, 石炭・亜炭鉱業, 原油・天然ガス鉱業, 採石業, 砂・砂利・玉石採取業, 窯業原料用鉱物鉱業 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る), その他の鉱業

### D 建設業

**総合工事業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (総合工事業), 一般土木建築工事業, 土木工事業 (舗装工事業を除く), 舗装工事業, 建築工事業 (木造建築工事業を除く), 木造建築工事業, 建築リフォーム工事業

**職別工事業 (設備工事業を除く)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (職別工事業), 大工工事業, とび・土工・コンクリート工事業, 鉄骨・鉄筋工事業, 石工・れんが・タイル・ブロック工事業, 左官工事業, 板金・金物工事業, 塗装工事業, 床・内装工事業, その他の職別工事業

**設備工事業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (設備工事業), 電気工事業, 電気通信・信号装置工事業, 管工事業 (さく井工事業を除く), 機械器具設置工事業, その他の設備工事業

### E 製造業

**食料品製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (食料品製造業), 畜産食料品製造業, 水産食料品製造業, 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業, 調味料製造業, 砂糖・でんぷん糖類製造業, 精穀・製粉業, パン・菓子製造業, 動植物油脂製造業, その他の食料品製造業

**飲料・たばこ・飼料製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲料・たばこ・飼料製造業), 清涼飲料製造業, 酒類製造業, 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く), 製氷業, たばこ製造業, 飼料・有機質肥料製造業

**繊維工業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (繊維工業), 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業, 織物業, ニット生地製造業, 染色整理業, 綱・網・レース・繊維粗製品製造業, 外衣・シャツ製造業 (和式を除く), 下着類製造業, 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業, その他の繊維製品製造業

**木材・木製品製造業（家具を除く）** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（木材・木製品製造業），製材業，木製品製造業，造作材・合板・建築用組立材料製造業，木製容器製造業（竹，とうを含む），その他の木製品製造業（竹，とうを含む）

**家具・装備品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（家具・装備品製造業），家具製造業，宗教用具製造業，建具製造業，その他の家具・装備品製造業

**パルプ・紙・紙加工品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（パルプ・紙・紙加工品製造業），パルプ製造業，紙製造業，加工紙製造業，紙製品製造業，紙製容器製造業，その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

**印刷・同関連業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（印刷・同関連業），印刷業，製版業，製本業，印刷物加工業，印刷関連サービス業

**化学工業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（化学工業），化学肥料製造業，無機化学工業製品製造業，有機化学工業製品製造業，油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業，医薬品製造業，化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業，その他の化学工業

**石油製品・石炭製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（石油製品・石炭製品製造業），石油精製業，潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの），コークス製造業，舗装材料製造業，その他の石油製品・石炭製品製造業

**プラスチック製品製造業（別掲を除く）** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（プラスチック製品製造業），プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業，プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業，工業用プラスチック製品製造業，発泡・強化プラスチック製品製造業，プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む），その他のプラスチック製品製造業

**ゴム製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（ゴム製品製造業），タイヤ・チューブ製造業，ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業，ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業，その他のゴム製品製造業

**なめし革・同製品・毛皮製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（なめし革・同製品・毛皮製造業），なめし革製造業，工業用革製品製造業（手袋を除く），革製履物用材料・同附属品製造業，革製履物製造業，革製手袋製造業，かばん製造業，袋物製造業，毛皮製造業，その他のなめし革製品製造業

**窯業・土石製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（窯業・土石製品製造業），ガラス・同製品製造業，セメント・同製品製造業，建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く），陶磁器・同関連製品製造業，耐火物製造業，炭素・黒鉛製品製造業，研磨材・同製品製造業，骨材・石工品等製造業，その他の窯業・土石製品製造業

**鉄鋼業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄鋼業），製鉄業，製鋼・製鋼圧延業，製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く），表面処理鋼材製造業，鉄素形材製造業，その他の鉄鋼業

**非鉄金属製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（非鉄金属製造業），非鉄金属第1次製錬・精製業，非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む），非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む），電線・ケーブル製造業，非鉄金属素形材製造業，その他の非鉄金属製造業

**金属製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（金属製品製造業），ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業，洋食器・刃物・手道具・金物類製造業，暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業，建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む），金属素形材製品製造業，金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く），金属線製品製造業（ねじ類を除く），ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業，その他の金属製品製造業

**はん用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (はん用機械器具製造業), ボイラ・原動機製造業, ポンプ・圧縮機器製造業, 一般産業用機械・装置製造業, その他のはん用機械・同部分品製造業

**生産用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (生産用機械器具製造業), 農業用機械製造業 (農業用器具を除く), 建設機械・鉱山機械製造業, 繊維機械製造業, 生活関連産業用機械製造業, 基礎素材産業用機械製造業, 金属加工機械製造業, 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業, その他の生産用機械・同部分品製造業

**業務用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (業務用機械器具製造業), 事務用機械器具製造業, サービス用・娯楽用機械器具製造業, 計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 武器製造業

**電子部品・デバイス・電子回路製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電子部品・デバイス・電子回路製造業), 電子デバイス製造業, 電子部品製造業, 記録メディア製造業, 電子回路製造業, ユニット部品製造業, その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

**電気機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気機械器具製造業), 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業, 産業用電気機械器具製造業, 民生用電気機械器具製造業, 電球・電気照明器具製造業, 電池製造業, 電子応用装置製造業, 電気計測器製造業, その他の電気機械器具製造業

**情報通信機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報通信機械器具製造業), 通信機械器具・同関連機械器具製造業, 映像・音響機械器具製造業, 電子計算機・同附属装置製造業

**輸送用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (輸送用機械器具製造業), 自動車・同附属品製造業, 鉄道車両・同部分品製造業, 船舶製造・修理業, 船用機関製造業, 航空機・同附属品製造業, 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業, その他の輸送用機械器具製造業

**その他の製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の製造業), 貴金属・宝石製品製造業, 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く), 時計・同部分品製造業, 楽器製造業, がん具・運動用具製造業, ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業, 漆器製造業, 畳等生活雑貨製品製造業, 他に分類されない製造業

## **F 電気・ガス・熱供給・水道業**

**電気業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気業), 電気業

**ガス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (ガス業), ガス業

**熱供給業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (熱供給業), 熱供給業

**水道業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水道業), 上水道業, 工業用水道業, 下水道業

## **G 情報通信業**

**通信業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (通信業), 固定電気通信業, 移動電気通信業, 電気通信に付帯するサービス業

**放送業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (放送業), 公共放送業 (有線放送業を除く), 民間放送業 (有線放送業を除く), 有線放送業

**情報サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報サービス業), ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業

**インターネット附随サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (インターネット附随サービス業), インターネット附随サービス業

**映像・音声・文字情報制作業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (映像・音声・文字情報制作業), 映像情報制作・配給業, 音声情報制作業, 新聞業, 出版業, 広告制作業, 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

## **H 運輸業, 郵便業**

**鉄道業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (鉄道業), 鉄道業

**道路旅客運送業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (道路旅客運送業), 一般乗合旅客自動車運送業, 一般乗用旅客自動車運送業, 一般貸切旅客自動車運送業, その他の道路旅客運送業

**道路貨物運送業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (道路貨物運送業), 一般貨物自動車運送業, 特定貨物自動車運送業, 貨物軽自動車運送業, 集配利用運送業, その他の道路貨物運送業

**水運業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水運業), 外航海運業, 沿海海運業, 内陸水運業, 船舶貸渡業

**航空運輸業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (航空運輸業), 航空運送業, 航空機使用業 (航空運送業を除く)

**倉庫業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (倉庫業), 倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く), 冷蔵倉庫業

**運輸に附帯するサービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (運輸に附帯するサービス業), 港湾運送業, 貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く), 運送代理店, 梱包業, 運輸施設提供業, その他の運輸に附帯するサービス業

**郵便業 (信書便事業を含む)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (郵便業), 郵便業 (信書便事業を含む)

## **I 卸売業, 小売業**

**各種商品卸売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (各種商品卸売業), 各種商品卸売業

**繊維・衣服等卸売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (繊維・衣服等卸売業), 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く), 衣服卸売業, 身の回り品卸売業

**飲食料品卸売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食料品卸売業), 農畜産物・水産物卸売業, 食料・飲料卸売業

**建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業), 建築材料卸売業, 化学製品卸売業, 石油・鉱物卸売業, 鉄鋼製品卸売業, 非鉄金属卸売業, 再生資源卸売業

**機械器具卸売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械器具卸売業), 産業機械器具卸売業, 自動車卸売業, 電気機械器具卸売業, その他の機械器具卸売業

**その他の卸売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の卸売業), 家具・建具・じゅう器等卸売業, 医薬品・化粧品等卸売業, 紙・紙製品卸売業, 他に分類されない卸売業

**各種商品小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (各種商品小売業), 百貨店, 総合スーパーマーケット, コンビニエンスストア, ドラッグストア, ホームセンター, 均一価格店, その他の各種商品小売業

**織物・衣服・身の回り品小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (織物・衣服・身の回り品小売業), 呉服・服地・寝具小売業, 男子服小売業, 婦人・子供服小売業, 靴・履物小売業, その他の織物・衣服・身の回り品小売業

**飲食料品小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食料品小売業), 各種食料品小売業, 野菜・果実小売業, 食肉小売業, 鮮魚小売業, 酒小売業, 菓子・パン小売業, その他の飲食料品小売業

**機械器具小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械器具小売業), 自動車小売業, 自転車小売業, 機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)

**その他の小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の小売業), 家具・建具・畳小売業, じゅう器小売業, 医薬品・化粧品小売業, 農耕用品小売業, 燃料小売業, 書籍・文房具小売業, スポーツ用品・が  
ん具・娯楽用品・楽器小売業, 写真機・時計・眼鏡小売業, 他に分類されない小売業

**無店舗小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (無店舗小売業), 通信販売・訪問販売小売業, 自動販  
売機による小売業, その他の無店舗小売業

## **J 金融業, 保険業**

**銀行業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (銀行業), 中央銀行, 銀行 (中央銀行を除く)

**協同組織金融業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組織金融業), 中小企業等金融業, 農林水産金  
融業

**貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (貸金業, クレジット  
カード業等非預金信用機関), 貸金業, 質屋, クレジットカード業, 割賦金融業, その他の非預金信用機関

**金融商品取引業, 商品先物取引業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (金融商品取引業, 商品先物取引業),  
金融商品取引業, 商品先物取引業, 商品投資顧問業

**補助的金融業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (補助的金融業等), 補助的金融業, 金融附帯業, 信託  
業, 金融代理業

**保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保険業), 生命  
保険業, 損害保険業, 共済事業, 少額短期保険業, 保険媒介代理業, 保険サービス業

## **K 不動産業, 物品賃貸業**

**不動産取引業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産取引業), 建物売買業, 土地売買業, 不動産代  
理業・仲介業

**不動産賃貸業・管理業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産賃貸業・管理業), 不動産賃貸業 (貸  
家業, 貸間業を除く), 貸家業, 貸間業, 駐車場業, 不動産管理業

**物品賃貸業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (物品賃貸業), 各種物品賃貸業, 産業用機械器具賃貸業,  
事務用機械器具賃貸業, 自動車賃貸業, スポーツ・娯楽用品賃貸業, その他の物品賃貸業

## **L 学術研究, 専門・技術サービス業**

**学術・開発研究機関** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学術・開発研究機関), 自然科学研究所, 人文・  
社会科学研究所

**専門サービス業 (他に分類されないもの)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (専門サービス業), 法律  
事務所, 特許事務所, 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所, 行政書士事務所, 公認会計士  
事務所, 税理士事務所, 社会保険労務士事務所, デザイン業, 著述・芸術家業, 経営コンサルタント業, 純  
粋持株会社, その他の専門サービス業

**広告業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (広告業), 広告業

**技術サービス業 (他に分類されないもの)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (技術サービス業), 獣医  
業, 土木建築サービス業, 機械設計業, 商品・非破壊検査業, 計量証明業, 写真業, その他の技術サービス  
業

## **M 宿泊業, 飲食サービス業**

**宿泊業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (宿泊業), 旅館, ホテル, 簡易宿所, 下宿業, その他の宿泊  
業

**飲食店** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食店), 食堂, レストラン (専門料理店を除く), 専門料理店, そば・うどん店, すし店, 酒場, ビヤホール, バー, キャバレー, ナイトクラブ, 喫茶店, その他の飲食店

**持ち帰り・配達飲食サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (持ち帰り・配達飲食サービス業), 持ち帰り飲食サービス業, 配達飲食サービス業, 施設給食業

## **N 生活関連サービス業, 娯楽業**

**洗濯・理容・美容・浴場業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (洗濯・理容・美容・浴場業), 洗濯業, 理容業, 美容業, 一般公衆浴場業, その他の公衆浴場業, その他の洗濯・理容・美容・浴場業

**その他の生活関連サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の生活関連サービス業), 旅行業, 家事サービス業, 衣服裁縫修理業, 物品預り業, 火葬・墓地管理業, 冠婚葬祭業, 他に分類されない生活関連サービス業

**娯楽業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (娯楽業), 映画館, 興行場 (別掲を除く), 興行団, 競輪・競馬等の競走場, 競技団, スポーツ施設提供業, 公園, 遊園地, 遊戯場, その他の娯楽業

## **O 教育, 学習支援業**

**学校教育** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学校教育), 幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 高等教育機関, 専修学校, 各種学校, 学校教育支援機関, 幼保連携型認定こども園

**その他の教育, 学習支援業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の教育, 学習支援業), 社会教育, 職業・教育支援施設, 学習塾, 教養・技能教授業, 他に分類されない教育, 学習支援業

## **P 医療, 福祉**

**医療業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (医療業), 病院, 一般診療所, 歯科診療所, 助産・看護業, 施術業, 医療に附帯するサービス業

**保健衛生** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保健衛生), 保健所, 健康相談施設, その他の保健衛生

**社会保険・社会福祉・介護事業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (社会保険・社会福祉・介護事業), 社会保険事業団体, 福祉事務所, 児童福祉事業, 老人福祉・介護事業, 障害者福祉事業, その他の社会保険・社会福祉・介護事業

## **Q 複合サービス事業**

**郵便局** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (郵便局), 郵便局, 郵便局受託業

**協同組合 (他に分類されないもの)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組合), 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの), 事業協同組合 (他に分類されないもの)

## **R サービス業 (他に分類されないもの)**

**廃棄物処理業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (廃棄物処理業), 一般廃棄物処理業, 産業廃棄物処理業, その他の廃棄物処理業

**自動車整備業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (自動車整備業), 自動車整備業

**機械等修理業 (別掲を除く)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械等修理業), 機械修理業 (電気機械器具を除く), 電気機械器具修理業, 表具業, その他の修理業

**職業紹介・労働者派遣業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (職業紹介・労働者派遣業), 職業紹介業, 労働者派遣業

**その他の事業サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の事業サービス業), 速記・ワープロ入力・複写業, 建物等維持管理業, 警備業, 他に分類されない事業サービス業

政治・経済・文化団体 — 経済団体，労働団体，学術・文化団体，政治団体，他に分類されない非営利的団体

宗教 — 神道系宗教，仏教系宗教，キリスト教系宗教，その他の宗教

その他のサービス業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他のサービス業），集会場，と畜場，他に分類されないサービス業

外国公務 — 外国公館，その他の外国公務

**S 公務（他に分類されるものを除く）**

国家公務 — 立法機関，司法機関，行政機関

地方公務 — 都道府県の機関，市町村の機関

**T 分類不能の産業**

分類不能の産業 — 分類不能の産業

別表2

日本標準職業分類（抄）平成21年12月改定

※日本標準職業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>)で閲覧することができます。（どの職業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

**B 専門的・技術的職業従事者**

**研究者** — 自然科学系研究者，人文・社会科学系等研究者

**農林水産技術者** — 農林水産技術者

**製造技術者（開発）** — 食品技術者（開発），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発），機械技術者（開発），自動車技術者（開発），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発），金属技術者（開発），化学技術者（開発），その他の製造技術者（開発）

**製造技術者（開発を除く）** — 食品技術者（開発を除く），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く），機械技術者（開発を除く），自動車技術者（開発を除く），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く），金属技術者（開発を除く），化学技術者（開発を除く），その他の製造技術者（開発を除く）

**建築・土木・測量技術者** — 建築技術者，土木技術者，測量技術者

**情報処理・通信技術者** — システムコンサルタント，システム設計者，情報処理プロジェクトマネージャ，ソフトウェア作成者，システム運用管理者，通信ネットワーク技術者，その他の情報処理・通信技術者

**その他の技術者** — その他の技術者

**医師，歯科医師，獣医師，薬剤師** — 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師

**保健師，助産師，看護師** — 保健師，助産師，看護師（准看護師を含む）

**医療技術者** — 診療放射線技師，臨床工学技士，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，言語聴覚士，歯科衛生士，歯科技工士

**その他の保健医療従事者** — 栄養士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，他に分類されない保健医療従事者

**社会福祉専門職業従事者** — 福祉相談指導専門員，福祉施設指導専門員，保育士，その他の社会福祉専門職業従事者

**法務従事者** — 裁判官，検察官，弁護士，弁理士，司法書士，その他の法務従事者

**経営・金融・保険専門職業従事者** — 公認会計士，税理士，社会保険労務士，金融・保険専門職業従事者，その他の経営・金融・保険専門職業従事者

**教員** — 幼稚園教員，小学校教員，中学校教員，高等学校教員，中等教育学校教員，特別支援学校教員，高等専門学校教員，大学教員，その他の教員

**宗教家** — 宗教家

**著述家，記者，編集者** — 著述家，記者，編集者

**美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者** — 彫刻家，画家，書家，工芸美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者

音楽家、舞台芸術家 — 音楽家、舞踊家、俳優、演出家、演芸家

その他の専門的職業従事者 — 図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者、他に分類されない専門的職業従事者

### C 事務従事者

一般事務従事者 — 庶務事務員、人事事務員、企画事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、その他の一般事務従事者

会計事務従事者 — 現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員、その他の会計事務従事者

生産関連事務従事者 — 生産現場事務員、出荷・受荷事務員

営業・販売事務従事者 — 営業・販売事務員、その他の営業・販売事務従事者

外勤事務従事者 — 集金人、調査員、その他の外勤事務従事者

運輸・郵便事務従事者 — 旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員

事務用機器捜査員 — パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員、電子計算機オペレーター(パーソナルコンピュータを除く)、その他の事務用機器操作員

### D 販売従事者

商品販売従事者 — 小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員

販売類似職業従事者 — 不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人(ブローカー)、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員、その他の販売類似職業従事者

営業職業従事者 — 食料品営業職業従事者、化学品営業職業従事者、医薬品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者(通信機械器具を除く)、通信・システム営業職業従事者、金融・保険営業職業従事者、不動産営業職業従事者、その他の営業職業従事者

### E サービス職業従事者

家庭生活支援サービス職業従事者 — 家政婦(夫)、家事手伝い、その他の家庭生活支援サービス職業従事者

介護サービス職業従事者 — 介護職員(医療・福祉施設等)、訪問介護従事者

保健医療サービス職業従事者 — 看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービス職業従事者

生活衛生サービス職業従事者 — 理容師、美容師、美容サービス従事者(美容師を除く)、浴場従事者、クリーニング職、洗張職

飲食物調理従事者 — 調理人、バーテンダー

接客・給仕職業従事者 — 飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、身の回り世話従事者、接客社交従事者、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員

居住施設・ビル等管理人 — マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舎・寮管理人、ビル管理人、駐車場管理人

その他のサービス職業従事者 — 旅行・観光案内人、物品一時預り人、物品賃貸人、広告宣伝員、葬儀師、火葬作業員、他に分類されないサービス職業従事者

## F 保安職業従事者

自衛官 — 陸上自衛官, 海上自衛官, 航空自衛官, 防衛大学校・防衛医科大学校学生

司法警察職員 — 警察官, 海上保安官, その他の司法警察職員

その他の保安職業従事者 — 看守, 消防員, 警備員, 他に分類されない保安職業従事者

## G 農林漁業従事者 (※<>は学校基本調査における分類。以下同じ。)

### <G-1 農林業従事者>

農業従事者 — 農耕従事者, 養畜従事者, 植木職, 造園師, その他の農業従事者

林業従事者 — 育林従事者, 伐木・造材・集材従事者, その他の林業従事者

### <G-2 漁業従事者>

漁業従事者 — 漁労従事者, 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船), 海藻・貝採取従事者, 水産養殖従事者, その他の漁業従事者

## H 生産工程従事者

### <H-1 製造・加工従事者>

生産設備制御・監視従事者(金属製品) — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員, 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員, 金属工作設備制御・監視員, 金属プレス設備制御・監視員, 鉄工・製缶設備制御・監視員, 板金設備制御・監視員, 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員, 金属溶接・溶断設備制御・監視員, その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品)

生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) — 化学製品生産設備制御・監視員, 窯業・土石製品生産設備制御・監視員, 食料品生産設備制御・監視員, 飲料・たばこ生産設備制御・監視員, 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員, 木・紙製品生産設備制御・監視員, 印刷・製本設備制御・監視員, ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員, その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)

製品製造・加工処理従事者(金属製品) — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者, 鋳物製造・鍛造従事者, 金属工作機械作業従事者, 金属プレス従事者, 鉄工, 製缶従事者, 板金従事者, 金属彫刻・表面処理従事者, 金属溶接・溶断従事者, その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) — 化学製品製造従事者, 窯業・土石製品製造従事者, 食料品製造従事者, 飲料・たばこ製造従事者, 紡織・衣服・繊維製品製造従事者, 木・紙製品製造従事者, 印刷・製本従事者, ゴム・プラスチック製品製造従事者, その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

### <H-2 機械組立従事者>

機械組立設備制御・監視従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員, 電気機械器具組立設備制御・監視員, 自動車組立設備制御・監視員, 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

機械組立従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者, 電気機械器具組立従事者, 自動車組立従事者, 輸送機械組立従事者(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

### <H-3 整備修理従事者>

機械整備・修理従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者, 電気機械器具整備・修理従事者, 自動車整備・修理従事者, 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

#### <H-4 検査従事者>

製品検査従事者（金属製品）－ 金属材料検査従事者，金属加工・溶接・溶断検査従事者

製品検査従事者（金属製品を除く）－ 化学製品検査従事者，窯業・土石製品検査従事者，食料品検査従事者，飲料・たばこ検査従事者，繊維・衣服・繊維製品検査従事者，木・紙製品検査従事者，印刷・製本検査従事者，ゴム・プラスチック製品検査従事者，その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

機械検査従事者－ はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者，電気機械器具検査従事者，自動車検査従事者，輸送機械検査従事者（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具検査従事者

#### <H-5 その他>

生産関連・生産類似作業従事者－ 生産関連作業従事者，生産類似作業従事者

#### I 輸送・機械運転従事者

鉄道運転従事者－ 電車運転士，その他の鉄道運転従事者

自動車運転従事者－ バス運転者，乗用自動車運転者，貨物自動車運転者，その他の自動車運転従事者

船舶・航空機運転従事者－ 船長（漁労船を除く），航海士・運航士（漁労船を除く），水先人，船舶機関長・機関士（漁労船を除く），航空機操縦士

その他の輸送従事者－ 車掌，鉄道輸送関連業務従事者，甲板員，船舶技士，船舶機関員，他に分類されない輸送従事者

定置・建設機械運転従事者－ 発電員，変電員，ボイラー・オペレーター，クレーン・ウインチ運転従事者，ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者，建設・さく井機械運転従事者，採油・天然ガス採取機械運転従事者，その他の定置・建設機械運転従事者

#### J 建設・採掘従事者

建設躯体工事従事者－ 型枠大工，とび職，鉄筋作業従事者

建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）－ 大工，ブロック積・タイル張従事者，屋根ふき従事者，左官，畳職，配管従事者，その他の建設従事者

電気工事従事者－ 送電線架線・敷設従事者，配電線架線・敷設従事者，通信線架線・敷設従事者，電気通信設備工事従事者，その他の電気工事従事者

土木作業従事者－ 土木従事者，鉄道線路工事従事者，ダム・トンネル掘削従事者

採掘従事者－ 採鉱員，石切出従事者，砂利・砂・粘土採取従事者，その他の採掘従事者

#### K 運搬・清掃・包装等従事者 <運搬・清掃等従事者>

運搬従事者－ 郵便・電報外務員，船内・沿岸荷役従事者，陸上荷役・運搬従事者，倉庫作業従事者，配達員，荷造従事者

清掃従事者－ ビル・建物清掃員，ハウスクリーニング職，道路・公園清掃員，ごみ・し尿処理従事者，産業廃棄物処理従事者，その他の清掃従事者

包装従事者－ 包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者

#### L 分類不能の職業－ 分類不能の職業

## 5 オンライン調査システムの使用手引（学校用）

※画面は仮の環境のものです。実際に表示されるものとは異なることがあります。

### （１）利用環境

OS……………Windows 11
ブラウザ…Microsoft Edge
Google Chrome
Firefox

### （２）オンライン調査システムの使用方法

#### ○ログインの方法

##### 1. 準備するもの

政府統計コード	8KN5
調査対象者 ID	※都道府県や市町村から配布されたものを使います。
パスワード	※都道府県や市町村から配布されたものを使います（初回のみ。2回目以降のログインは、ご自身で変更されたパスワードを使います）

##### 2. ブラウザを起動します。

##### 3. 「政府統計オンライン調査システム総合窓口」の URL

<https://www.e-survey.go.jp/>をブラウザのアドレスに入力し、Enter キーを押します。



URL <https://www.e-survey.go.jp/> を入力、キーボードの Enter キーを押します。

4. 「政府統計オンライン調査総合窓口」が開きますので、「ログイン画面へ」をクリックします。



5. 「政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン」画面が開きます。  
 政府統計コード、調査対象者 ID、パスワードを、それぞれ半角英数字(大文字小文字の区別あり)で入力し、「ログイン」をクリックします。  
 ※「調査名から選択する場合はこちら」から文部科学省「学校基本調査」をクリックしても政府統計コードが入力されます。



- ※政府統計コード及び調査対象者 ID の右側の「次回から入力省略」にチェックを入れると、次回のログイン時から自動表示され、便利です。  
 ※「パスワードを表示する」にチェックを入れることで、パスワードを表示しながら入力することができます。

6. 初回ログイン時はパスワードを変更する画面が表示されます。任意の新しいパスワード(半角英字、数字の2種類で8文字以上)を入力し、「変更」をクリックします。2回目以降は、ここで入力したパスワードを使ってログインしますので、忘れないようにしてください。

※セキュリティを高めるため、推測されやすい文字列は利用できません。詳しくはパスワード入力欄上部の説明及びリンク先(下記 URL)を御覧ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/basic/privacy/01-2.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/privacy/01-2.html))

※パスワードを忘れてしまった場合は、**参考1**パスワードの変更方法を参照し、パスワードを再発行してください。

7. 連絡先の登録画面が出てきます。住所、郵便番号、学校名、校長氏名、取扱者氏名、メールアドレス等を入力し(「必須」とある項目は必ず入力)、「登録」ボタンをクリックします。連絡先情報の登録が完了すると、登録したメールアドレスにメールが届きます。また、回答送信後にも、受付確認のメールが届きます。



メールアドレスの入力ミスに気を付けてください。メールアドレスを間違えると、「パスワードの再発行」(参考1)も行えないため、正しいメールアドレスを入力できているか、よく確認してください。

8. 連絡先情報の確認画面が出てきますので、間違いがなければ、「調査票一覧へ」をクリックします（修正する場合は「連絡先変更へ」）。初回ログインが終わり、「電子調査票の一覧」が開きます。

**連絡先情報の確認**

登録いただいたメールアドレスに確認メールを送信しました。

**連絡先情報**

登録いただいた連絡先情報は以下のとおりです。  
確認いただき、よろしければ、「調査票一覧へ」ボタンをクリックしてください。  
表示内容に変更がある場合には、「連絡先変更へ」ボタンをクリックしてください。

住所	東京都千代田区麹が関
郵便番号	
学校名	文科中学校
代表者名	文科太郎
担当者名	文科花子
部署名	
電話番号	xx-xxxx-xxxx
内線番号	xxxx
メールアドレス	xxxx@mext.go.jp
備考 1	

連絡先変更へ    **調査票一覧へ**

クリック

9. 2回目以降のログインは、変更したパスワードを使ってログインします。  
「連絡先情報の確認」が表示されますが、変更の必要がなければ、「調査票の一覧へ」をクリックしてください。

## ○電子調査票の取得

1. 「連絡先情報の確認」画面で、「調査票一覧へ」をクリックします。
2. 「調査票の一覧」が表示されたら、表示されている調査票が提出する調査票と一致しているか確認し、電子調査票名をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口    Q&A よくあるご質問    お問い合わせ    ヘルプ    ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

**調査票の一覧**

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項    連絡先等を変更したい場合はこちら

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度H T M L調査票-初等	<input type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2024-03-30	未回答		

提出する調査票が表示されているか確認し、電子調査票名をクリック

3. ブラウザ上に電子調査票が表示されます。「回答を開始する」をクリックし、回答を開始します。



**本電子調査票は、ダウンロード後60分が経過するとタイムアウトし、入力内容がすべて消えてしまいます。入力に時間がかかる場合や、長時間離席する場合は、一時保存をお願いします。詳細は、[参考2](#)回答内容の一時保存をご参照ください。**

## ○回答の送信

1. 全ての調査項目の入力が終わると「入力内容の確認」画面が表示され、各調査項目の回答入力画面で入力した内容が、一覧形式で表示されます。  
 ※この画面では、まだ回答送信が完了していませんのでご注意ください。

※本画面を印刷した場合、すべての調査項目をA4一枚で印刷することはできません。回答データテンプレート出力機能を用いることで、紙調査票に準じた形式の印刷用資料が出力可能です。回答データテンプレート機能の詳細は[参考4](#)回答データテンプレート出力（回答一覧の印刷）をご参照ください。

2. エラーが表示されている場合には、「エラーを残した理由」を入力します。

16 「15」の児童数のうち帰国児童数（再掲）

「15 学年別学級別児童数」で入力した児童数のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに帰国した児童数。

1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
2	2	2	2	2	2	12

17 「15」のうち外国人児童数（再掲）

「15 学年別学級別児童数」で入力した児童数のうち、外国人の児童数。

外国人児童数 361

エラー-1408: 「外国人児童数」が「学年別学級別児童数」より大です。  
エラーを残した理由

こちらにエラーを残した理由を入力します。

エラーを残した理由を入力

メモ欄

こちらに連絡事項を入力します。

3. 回答送信時の注意事項を確認し、「下記内容を確認した」をクリックします。  
「回答を送信する」をクリックし、回答を送信します。

**注意**

「下記内容を確認した」をクリックすることで、送信が可能となります。

クリック

下記内容を確認した

クリック

← 入力画面へ戻る

入力内容の確認

回答を送信する

## 参考1 パスワードの変更方法

※変更後のパスワードを忘れてしまった場合は、パスワードの再発行を行います。

1. ログイン画面の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックします。

**ログイン情報**

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。  
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード	必須	8KN5	<input checked="" type="checkbox"/> 次回から入力省略
		<a href="#">調査名から選択する場合はこちら</a> ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。	
		学校基本調査	
調査対象者ID	必須	testgamen	<input type="checkbox"/> 次回から入力省略
パスワード	必須	.....	<input type="checkbox"/> パスワードを表示する
		<a href="#">パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ</a>	

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。  
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。  
パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

ログイン

2. 「パスワード再発行へ」をクリックします。

**パスワードの再発行**

**パスワードの再発行**

既に政府統計オンライン調査総合窓口へログインし、メールアドレスのご登録が完了している方は、パスワードを再発行することができます。  
メールアドレスの登録が不要な統計調査やパスワード再発行が無効な統計調査の場合は、パスワードの再発行ができません。あらかじめ配布された説明資料に記載されている問い合わせ先へご連絡ください。

パスワード再発行へ

3. 政府統計コード、調査対象者 ID、連絡先情報で登録したメールアドレスを入力し、「再発行」をクリックします。

**パスワードの再発行**

**パスワードの再発行**

再発行後のパスワードは、登録いただいたメールアドレスへ通知されますので、速やかにログインしていただきパスワードを変更してください。  
メールが届かない場合は、あらかじめ配布された説明資料のお問い合わせ先（統計調査個別の連絡先）にご連絡ください。

政府統計コード	必須	8KN5	<a href="#">調査名から選択する場合はこちら</a> ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。
		学校基本調査	
調査対象者ID	必須	tastgamen	
メールアドレス	必須	xxxx@mext.go.jp	※登録いただいたメールアドレスを入力してください。

再発行

4. 画面が切り替わったら、「確認」をクリックします。登録したメールアドレスに新しいパスワードが届きます。

処理結果確認

パスワードを再発行しました。  
再発行したパスワードは、登録いただいたメールアドレスあてに送信しました。

確認

クリック

5. メールで送られてきたパスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。  
政府統計コード、調査対象者ID、パスワード（確認コード）はすべて半角で入力してください。

政府統計コード **必須** 統計調査を選択してください  
8KN5  次回から入力省略

調査対象者ID **必須** t013512  次回から入力省略

パスワード (確認コード) **必須** ●●●●●●  パスワードを表示する  
[パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ](#)

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。  
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。

ログイン

メールで送られてきたパスワードを入力します

クリック

6. 任意の新しいパスワード（8ケタ以上）を入力し、「変更」をクリックします。

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。  
変更したパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード **必須**   パスワードを表示する

新パスワード (確認用) **必須**

変更

任意の新しいパスワードを入力します

クリック

7. 画面が切り替わったら、「登録」をクリックします。

## 連絡先情報の変更

### 連絡先情報

連絡先情報を入力後、「変更」ボタンをクリックしてください。  
ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。  
※メールの受信制限設定を行っている場合、「e-survey.go.jp」からのメールを受信可能な状態に設定していただくようお願いいたします。

住所	<b>必須</b>	東京都千代田区霞が関	(全半角60文字以内)
郵便番号			(全半角60文字以内)
学校名	<b>必須</b>	文科大学	(全半角60文字以内)
代表者名		文科太郎	(全半角60文字以内)
担当者名		文科花子	(全半角60文字以内)
部署名			(全半角60文字以内)
電話番号		XX-XXXX-XXXX	(全半角60文字以内)
内線番号		XXXX	(全半角60文字以内)
メールアドレス	<b>必須</b>	xxxx@mext.go.jp	(半角60文字以内)
備考1			(全半角60文字以内)

クリック

変更

キャンセル

8. これ以降は新たに設定したパスワードを使用してログインします。

注意

「連絡先情報」で誤ったメールアドレスを登録している場合は、再発行されたパスワードを受信できないため、この手順ではパスワードの再設定ができません。誤ったメールアドレスを登録してしまい、メールを受信できない場合は、文部科学省ヘルプデスクにて初期化が必要になります。巻末を参考に、文部科学省ホームページに掲載されている問合せ先に御連絡ください。

## 参考2 回答内容の一時保存

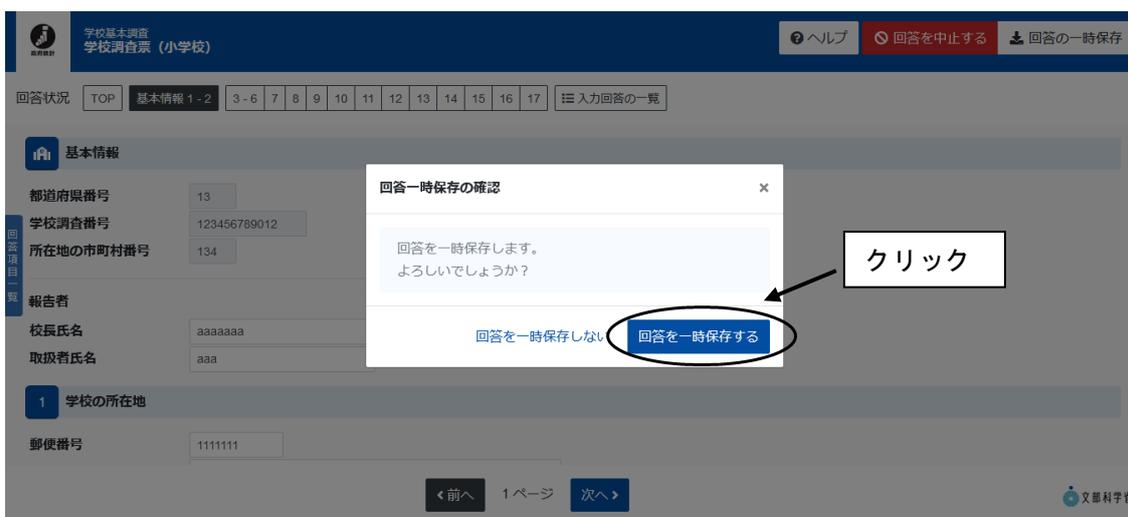
※ダウンロード後、60分経過するとタイムアウトとなり、その時点での入力内容が消えます。回答に時間がかかる場合や離席する場合は「回答の一時保存」を押してください。（45分経過時に一時保存を促すアラートが表示されます。一時保存後、再度、60分回答が可能です。）

※一時保存後、回答入力を再開する際は、再度政府統計オンライン調査総合窓口にログインし、調査票をダウンロードしたのち、「TOP」の「一時保存した内容から回答を再開する」を押してください。

1. 「回答の一時保存」をクリックします。



2. 警告画面で「回答を一時保存します。よろしいでしょうか?」と表示されるので、「回答を一時保存する」をクリックします。



※一時保存した内容から回答する場合。  
調査票一覧から回答する調査票名をクリックします。その後回答の再開をクリックし、回答を再開します。

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度HTML調査票一初等	<input checked="" type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2024-03-30	一時保存済		

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 調査票の一覧 > 回答状況

回答状況

統計調査名	学校基本調査	キー項目	MEXTTEST003
実施時期	2023年度HTML調査票一初等	調査票の状況	一時保存済
調査票名	学校調査票 (小学校)	保存日時	2024-01-19 14:25
調査対象者ID	MEXTTEST003		

新規回答  
改めて新規で回答する

回答の再開  
一時保存済みの調査票の回答を再開する

ダウンロード  
回答内容をダウンロードする

調査票一覧へ  
調査票一覧画面へ戻る

※「新規回答」をクリックしてしまった場合は、初期状態の電子調査票がダウンロードされますので、必ず送信をせずにそのまま調査票を閉じてください。

### 参考3 回答の修正

1. 政府統計オンライン調査総合窓口の「調査票一覧」画面から回答済みの調査票をクリックします。

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信

注意事項

お知らせ

<文部科学省からのお知らせ>  
回答送信後にご利用  
状態となっており  
PDF化するなど

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年 試行運用	<input checked="" type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2023-08-31	回答済	2024-01-19 20:43	

クリック

2. 回答状況画面が表示されますので、「回答データ確認・更新」をクリックします。

回答状況

回答状況

統計調査名	学校基本調査	キー項目	MEXTTEST003
実施時期	2023年度HTML調査票一初等	受付番号	0015H5935001
調査票名	学校調査票 (高等学校)	調査票の状況	回答済み
調査対象者ID	MEXTTEST003		2024-01-19 14:08

クリック

新規回答  
改めて新規で回答する

回答確認・更新  
回答済みの調査票を表示する

回答の再開  
一時保存済みの調査票の回答を再開する

ダウンロード  
回答内容をダウンロードする

調査票一覧へ  
調査票一覧画面へ戻る

3. 回答済みの調査票が開きますので、修正を行い、回答送信をしてください。

学校基本調査  
学校調査票 (小学校)

1. この調査票は令和2年5月1日現在の状況を入力してください

回答状況: 2021年2月10日 22:50 に最終回答

回答を修正する

一時保存した内容から回答を再開する

保存したXMLファイルを読み込む

※「新規回答」をクリックしてしまった場合は、初期状態の電子調査票がダウンロードされますので、必ず送信をせずにそのまま調査票を閉じてください。

## 参考4 回答データテンプレート出力（回答一覧の印刷）

※調査項目をA4一枚で印刷するには、回答データテンプレート機能をご利用いただく必要がございます。

1. 政府統計オンライン調査総合窓口の「調査票一覧」画面から回答済みの調査票の調査票名をクリックします。

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信

**注意事項**

お知らせ

<文部科学省からのお知らせ>  
回答送信後にご利用の調査票は、PDF化してダウンロードすることができます。

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

**電子調査票の絞り込み**

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度 試行運用	<input type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2023-08-31	回答済	2024-01-19 20:43	

2. 回答状況画面が表示されますので、「ダウンロード」をクリックします。

回答状況

回答状況

統計調査名	学校基本調査	キー項目	MEXTTEST003
実施時期	2023年度HTML調査票-初等	受付番号	0015H5935001
調査票名	学校調査票 (高等学校)	調査票の状況	回答済み
調査対象者ID	MEXTTEST003	回答日時	2024-01-19 14:08

新規回答  
改めて新規で回答する

回答確認・更新  
回答済みの調査票を表示する

回答の再開  
一時保存済みの調査票の回答を再開する

ダウンロード  
回答内容をダウンロードする

調査票一覧へ  
調査票一覧画面へ戻る

3. 回答内容ダウンロード画面で、ダウンロードファイル形式欄のExcel形式またはPDF形式を選択し、「ダウンロード」をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口

よくあるご質問 お問い合わせ ヘルプ ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧 > 回答状況 > 回答ダウンロード

回答内容ダウンロード

印刷用・保存用に回答済み又は一時保存中の回答内容をダウンロードすることができます。

ダウンロードファイル形式

Excel形式  
 PDF形式

ダウンロード 回答状況へ 調査票一覧へ

4. 回答データテンプレート（紙調査票に準じた形式の印刷用資料）が開きますので、必要に応じて任意の場所に保存、印刷をしてください。

【Excel ファイルにおいて数字が反映しない場合】

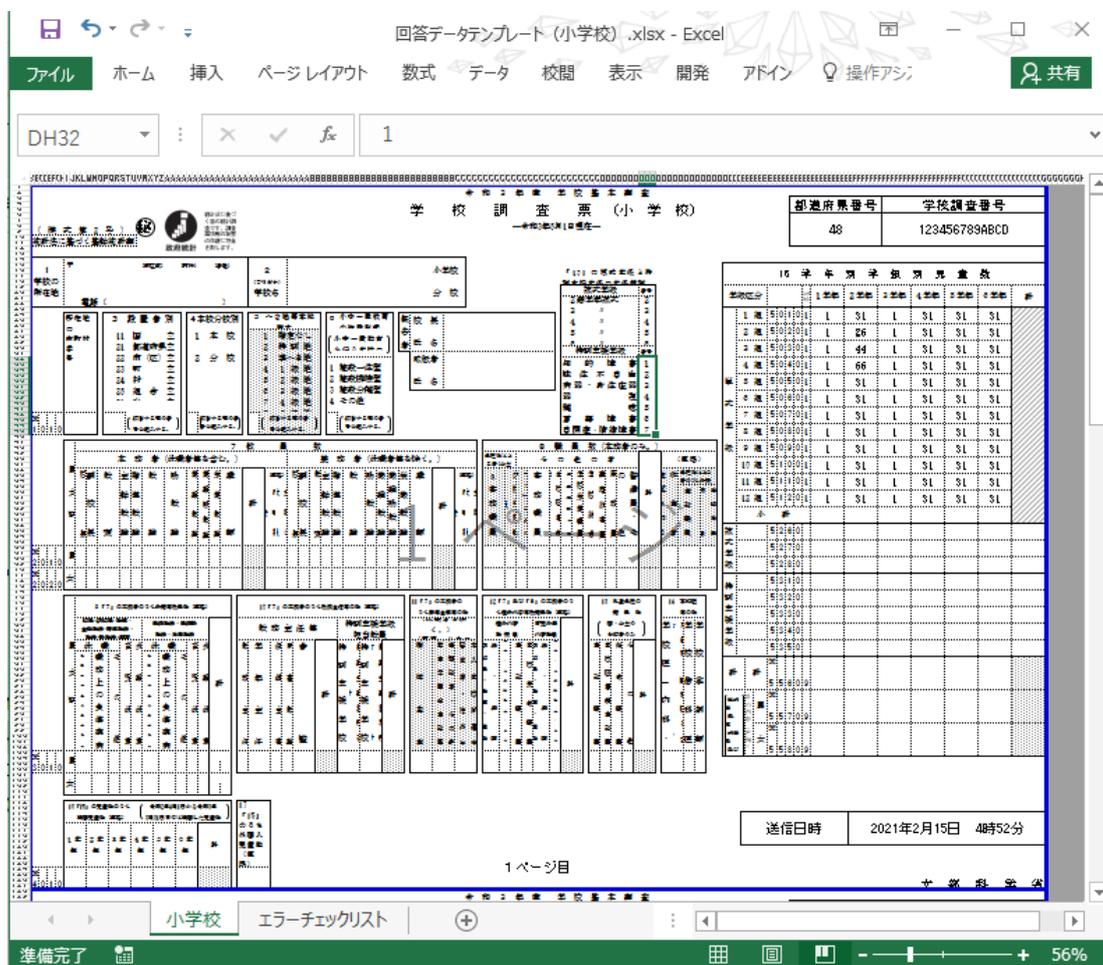
1. ダウンロードした Excel ファイルを開く。
2. 画面の上部に黄色いバーが表示されるため、「編集を有効にする」をクリック。
3. 画面の上部に黄色いバーが表示されるため、「コンテンツの有効化」をクリック。
4. セキュリティの警告画面で「はい」をクリック。

※手順 2.3 のバーが表示されない場合は、Excel の設定を以下のように変更ください。

1. Excel ファイルを開く
2. 画面上部の「ファイル」をクリック。
3. オプションをクリック。
4. トラストセンターをクリックし、トラストセンターの設定をクリック。
5. 【マクロの設定】が上から 2 番目の「警告を表示してすべてのマクロを無効にする」になっていることを確認。
6. 【保護ビュー】をクリックし、3 つの項目すべてにチェックがついていることを確認。

また、Excel を開いた状態で、キーボードの「F9」を押しても状況が改善しないか、併せてご確認ください。

なお、Excel viewer でファイルを開いている場合には、上記方法による確認ができない場合がございます。その場合は他の通常の Excel がインストールされたパソコンでお試しいただければと存じます。



### (3) Q&A (よくあるお問い合わせ)

質問1 ログインができません。

回答 調査対象者 ID とパスワードは半角英数字、大文字小文字の区別があります。大文字・小文字の切り替えは「Shift」キーを押しながら入力することによって可能です。直接入力してうまくできないようであれば、配布された ID とパスワードを「メモ帳」、「Word」などで入力して、それをコピー&ペーストしてみてください。なお、ログイン作業を数回間違えるとロックがかかり、しばらく操作を受け付けなくなります。

質問2 (初回ログイン時) パスワードは変更しなければいけないのですか。

回答 「なりすまし」等を避けるために、セキュリティ上、パスワードを変更していただく必要があります(変更しなければ先に進めません)。変更後のパスワードは必ずメモするなどして、忘れないようにしてください。

質問3 パスワードの変更ができません。

回答 パスワードの変更画面では、任意のパスワード(半角英字及び数字の2種類で8文字以上)を2回入力することになっています。その2つが合っているか確認ください。なお、最初に配布されたパスワードと同じものは使用できません。

質問4 変更したパスワードを忘れてしまいました。

回答 変更したパスワードはメモするなどして、忘れないようにしてください。忘れてしまった場合は、ご自身でパスワードの再発行を行ってください(参考1参照)。その際、連絡先情報に登録したメールアドレスの入力が必要となります。また、連絡先情報に登録したメールアドレスを忘れてしまった場合や、誤ったメールアドレスに登録してしまったなどの理由で再発行ができない場合は、変更前のパスワードに戻す(初期化すること)になりますので、文部科学省ヘルプデスクまでご連絡ください。(巻末問い合わせ先参照)

※ヘルプデスクへの連絡の際は必ず以下の事項をお伝えください。

①都道府県、②学校コード、③学校名、④連絡先等 (巻末問い合わせ先参照)

質問5 連絡先情報を間違えてしまいました。

回答 オンライン調査システムにログインし、「電子調査票の一覧」画面の「パスワード・連絡先情報の変更」から修正することができます。

質問6 連絡先情報のメールアドレスを間違えてしまいました。

回答 質問5の手順で「連絡先情報」を修正してください。メールアドレスを間違えると、システムからの「受付完了」メールが届かなくなってしまう。また、パスワードを忘れてしまった場合に再発行ができません。なお、既に電子調査票をダウンロードされている場合には、ダウンロードした電子調査票に連絡先情報で登録した誤ったメールアドレスの情報が組み込まれてしまっていますので、電子調査票も再度ダウンロードする必要があります。

質問7 アクセスしにくい(画面が表示されないなど)のですが。

回答 アクセスが集中した場合が予想されます。この場合の対応方法については、文部科学省ヘルプデスクでは対応できないケースがありますので、しばらくお待ちいただいてから、再度アクセスをお試しくください。

質問 8 ログインすると、セキュリティ証明書の警告が表示されてしまい、ログインが行えません。

回答 オンライン調査システムへの接続がうまく行かない場合は、オンライン調査システムのトップ画面（ログインする前の画面）の「よくあるご質問（FAQ）」も参照の上、「信頼済みサイトへの登録」をお試しく下さい。また、使用中のパソコンに「安全な通信を行うための証明書」がインストールされていない可能性もありますので、パソコンのセキュリティ管理者にも確認の上で証明書のインストールを行い、再度ログインをお試しく下さい。

質問 9 離席中に入力内容が消えてしまいました。

回答 調査票ダウンロード後、60分経過するとタイムアウトとなり、その時点での入力内容が消えてしまいます。一度消えてしまった内容を元に戻すことはできません。回答に時間がかかる場合や長時間離席する場合は、事前に「回答の一時保存」をしてください（参考2参照）。なお、45分経過時に意図しないタイムアウトを防ぐため、一時保存を促すアラートが表示されます。一時保存後、再度、60分回答が可能です。

質問 10 電子調査票の入力を中断したいのですが。

回答 「回答の一時保存」をクリックします。警告画面で「回答を一時保存します。よろしいでしょうか?」と表示されるので、「回答を一時保存する」をクリックします。（参考2参照）

質問 11 一時保存後、電子調査票の入力を再開したいのですが。

回答 一時保存後、回答入力を再開する際は、再度政府統計オンライン調査総合窓口にログインし、調査票をダウンロードしたのち、「TOP」の「一時保存した内容から回答を再開する」を押してください。

質問 12 回答した内容を修正したいのですが。

回答 一度回答データを送信した後でも、回答データの修正は何度でも可能です。ただ、修正を受け付けているのは市区町村や都道府県の提出期限までの間となりますので、その後の修正については、必ず市町村や都道府県の担当課に御相談ください。



電子調査票のデータ送信は何度でも可能ですが、最後に送信した内容が最終的なデータになりますので、修正する場合は、修正が発生した項目以外についても、入力誤りがないことを確認してください。

質問 13 調査対象者自らが送信した電子調査票の内容を確認することはできますか。

回答 「電子調査票の一覧」画面から調査票名をクリックした後、「回答確認・更新」をクリックすることにより、送信した電子調査票の内容の確認及び修正ができます。回答データを保管等のためダウンロードした場合は、回答データテンプレートを出力してください（参考4参照）。なお基本的に回答内容の確認は市区町村や都道府県の提出期限までに行ってください。



令和8年度 学校基本調査 学校調査票 (中等教育学校) (2-2)

中等2

—令和8年5月1日現在—

統計法に基づく基礎統計調査

秘

都道府県番号	
学校コード	5

学校名	中等教育学校 分校
報告者氏名	
取扱者氏名	

18 学年別学級別生徒数 (前期課程のみ)	全 日 制			時 制			
	本 科			本 科			
	1 学年	2 学年	3 学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
小学科名	9 5 1 0						
科	9 5 1 1						
科	9 5 2 0						
科	9 5 2 1						
科	9 5 3 0						
科	9 5 3 1						
科	9 5 4 0						
科	9 5 4 1						
科	9 5 5 0						
科	9 5 5 1						
科	9 5 6 0						
科	9 5 6 1						
計	9 6 7 0	9 9 9					
	9 6 7 1	9 9 9					
	9 6 8 0	9 9 9					

学級区分	1 学年			2 学年			3 学年			計
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
1 組	9 0 1 0 1									
2 組	9 0 2 0 1									
3 組	9 0 3 0 1									
4 組	9 0 4 0 1									
5 組	9 0 5 0 1									
6 組	9 0 6 0 1									
7 組	9 0 7 0 1									
8 組	9 0 8 0 1									
9 組	9 0 9 0 1									
10 組	9 1 0 0 1									
11 組	9 1 1 0 1									
12 組	9 1 2 0 1									
13 組	9 1 3 0 1									
14 組	9 1 4 0 1									
15 組	9 1 5 0 1									
小 計	9 2 6 0									
	9 2 7 0									
	9 2 8 0									
	9 3 1 0									
	9 3 2 0									
	9 3 3 0									
	9 3 4 0									
計	※ 9 4 6 0 9									
	※ 9 4 7 0 9									
	※ 9 4 8 0 9									

20 修業年限別生徒数 (再掲) (後期課程のみ)	修 業 年 限 3 年			修 業 年 限 4 年			
	本 科			本 科			
	1 学年	2 学年	3 学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
全日制の課程のうち単位制による課程	9 9 1 0						
定時制の課程	9 9 1 1						
うち単位制による課程	9 7 1 0						
	9 7 1 1						
	9 8 1 0						
	9 8 1 1						

22 「18」及び「19」の本邦の生徒数のうち帰国生徒数 (再掲) (令和7年4月1日から令和8年3月31日までに帰国した者の数)	前 期 課 程			後 日 制			課 程			
	1 学年	2 学年	3 学年	1 学年	2 学年	3 学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
計										
男										
女										
計										

23 「18」及び「19」のうち外国人生徒数 (再掲)	
前期課程	
後期課程	

8	0	1	0
---	---	---	---

21 後期課程1年次への編入者数 (再掲)	
男	
女	

「18」の複式学級と特別支援学級種別の番号	
複式学級番号	2
2 個学年複式	3
3 個学年複式	
特別支援学級番号	
知的障害	1
肢体不自由	2
病弱・身体虚弱	3
弱視	4
聴覚障害	5
言語障害	6
自閉症・情緒障害	7

1. 本校と分校 (正報の手続を完了したもの。) は、別々に調査票を作成する。分校の調査票は、本校で取りまとめ、校長から提出する。
2. 「計」欄があるところは、必ず検査をする。
3. 「計」欄は、□□□□ の中に一字ずつ、右側につめて記入する。
4. 「18」の記入方法は、手引の説明をよく読むこと。また、学級の設置の届出をしているが、5月1日現在在籍生徒がいらない場合は、その学級の当該欄に「N」と記入する。

文 部 科 学 省

卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5-1）

令和8年5月1日現在

統計法に基づく基礎統計調査 政府統計



資料に基づき厳格に管理されています。調査関係者の氏名や住所等の個人情報は開示されません。

1 学校所在地 (市区郡) (町村) (番地) 2 (フリガナ) 学校名 3 区分別 1 前期課程 2 後期課程 4 設置者別 1 国立 2 公立 3 私立 5 本校分校別 1 本校 2 分校

都道府県番号 学校コード 7

調査票の作成要領

「都道府県番号」、「設置者別」及び「本校分校別」の記入については、「学校基本調査の手引」を参照して、また、調査事項「6」以下については、次の説明により正確に記入してください。 6 状況別修了者数 (令和8年3月修了者)

「状況別修了者数」の各欄は、次の区分により記入する。 「A 高等学校等進学者」には、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学(進級)した者及び進学(進級)しかつ就職した者を記入する。 \* なお、中等教育学校後期課程の「別科」及び特別支援学校高等部の「別科」は令和7年5月1日現在に設置されていたもので十分注意すること。 「B 専修学校(高等課程)進学者」には、専修学校の高等課程(中学校卒業程度を入学資格とする課程)へ進学した者及び進学しかつ就職した者を記入する。ただし、「A 高等学校等進学者」の欄に記入した者は、この欄には記入しない。 「C 専修学校(一般課程)等入学者」には、専修学校の一般課程又は各種学校(予備校等)に入学者及び入学しかつ就職した者を記入する。 「D 公共職業能力開発施設等入学者」には、公共職業能力開発施設等に入学者及び入学しかつ就職した者を記入する。 「E 就職者等」には、上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を記入する。「就職」とは給料、賞金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就くことをいいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、随時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。この場合の「就職」の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」)

「F 左記以外の者」には、①A～Eに該当しない者、②外国の高等学校等に入学した者の合計数を記入する。 「G 不詳・死亡の者」には、修了者のうち、上記各欄のいずれに該当するか不明の者、本年5月1日までに死亡した者の数を記入する。 \* 修了者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜、A→B→C→D→Eの順に記入することとし、重複記入はしないこと。また、記入にあたっては、以下の点に留意する。

- ① 令和8年5月1日現在の状況を記入する。従って、進学(進級)、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学(進級)者、入学者、就職者として扱わない。なお、卒業時から令和8年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を記入する。(再掲) 「左記Aに該当する者」で、他県への進学者は必ず(再掲) 「左記Aの期課程へ編入入学した者も含めて記入する。なお、他県の中等教育学校後期課程へ編入入学した者も含めて記入する。」 「左記A、B、C、D及びDに該当する者」で、就職している者は必ず(再掲) 「左記Eのうち有期雇用労働者として記入する者」は必ず「左記Eの有期雇用労働者」のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム労働者相当の者に記入する。

「6」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の状況(再掲) 学校教育法81条2項に規定する学級(特別支援学級)修了者の状況を「6」の再掲で記入する。 「6」の修了者総数のうち高等学校(本科)等への入学者数(再掲) 「6」に計上した修了者のうち高等学校の本科(通信制及び別科)を除く、就職して願書提出した者を含む) 高等学校又は特別支援学校高等部の本科(別科を除く)へ願書を提出した者の実数を記入する。同一人が2校(又は2課程)以上願書を提出した場合も、1名として記入する。例えば、同一人が2校(又は2課程)に入学者として、そのうち幾つかの学校(又は課程)に合格した場合は、実際に進学した方に記入し、いずれの学校(又は課程)にも不合格の場合は、第一志望の方に記入する。

「就職先の産業別就職者数(再掲) 「6」の「E 就職者」及び「(再掲)左記A、B、C、Dのうち就職している者」を、就職先の事業所の所在地により県内と県外に分け、また事業所の産業別(左の「産業分類表」参照)に分けて記入する。

記入後の確認事項

- 1. 「都道府県番号」及び「4」、「5」の各欄は、正しい番号が記入されているか。 2. 「各」の欄は、「各々の高等学校等進学者数」より大きいかが等しくなっているか。 3. 「計」欄の欄外にある注のとおり記入されているか。

Table with 7 columns: A 高等学校等進学者, B 専修学校(一般課程)等入学者, C 専修学校(一般課程)等入学者, D 公共職業能力開発施設等入学者, E 就職者等, F 左記以外の者, G 不詳・死亡の者. Includes sub-tables for (再掲) and (修了者) (総数).

9 就職先の産業別就職者数 (再掲) Table with 3 columns: 第1次産業, 第2次産業, 第3次産業. Includes a detailed list of industries and a summary row for '左記以外のもの'.

8 「6」の修了者総数のうち高等学校(本科)等への入学者数(再掲) Table with 4 columns: 高等学校(本科) 全日制, 高等学校(本科) 通信制, 高等専門学校, 特別支援学校. Includes a summary row for '計'.

- 1. 本校と分校(正規)の手続を完了したものは、別々に調査票を作成する。分校の調査票は本校で取りまとめ、校長から飛出す。 2. 数字は、□□□ の中に一文字ずつ、右側につめて記入する。 3. 符号 a ~ u は、調査票の各欄の回符号と必ず一致しなければならぬ。 4. 「計」欄のあるところは、必ず検算をする。

秘

卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5-2）

令和8年度 学校基本調査

中等卒2

統計法に基づく基礎統計調査

令和8年5月1日現在

都道府県番号 学校コード 7

1 学校の所在地 (市区郡) (町村) (番地) 2 (フリガナ) 学校名 中等教育学校 分校 校長氏名 取扱者氏名

3 区分別 後期課程 2 5 本校分校別 1 本校 2 分校 6 学科別 7 課程別

8 状況別卒業者数 (令和8年3月の本科卒業者、専攻科、別科及び通信制課程の修了者は除く。) 表

1 本校と分校(正規の手続を完了したもの。)ごとに調査票を作成する。分校の調査票は、本校で取りまとめ、校長から提出する。 2 「11」欄の「県内」の男女ごとの数は、 「13」欄の当該学校の所在地の男女ごとの数にそれぞれ一致する。 3 上記「6」欄で○で囲んだ学科又は記入した学科名が「8」及び「11」～「13」の「学科名」欄に正しく記入されているか再確認する。

令和8年度 学校基本調査 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5-3）

秘

統計法に基づく基礎統計調査

和道府 県番号	学校コード
	7

学校名	中等教育学校	取扱者
	分校	氏名
報告者	長	氏名

学 科 名 〔上記「6」で○で囲んだ学科名又は記入した学科名を記入する。〕	学 科 番 号	課 程 別	A 農業, 林業		B 漁 業		C 鉱業, 採石業, 砂利採取業		D 建設業		E 製造業		F 電気, ガス, 熱供給, 水道業		G 情報通信業		H 運輸, 郵便		I 卸売業, 小売業		J 金融業, 保険業		K 不動産業, 物品賃貸業	
			男	女	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
			別																					
科	8011																							
	8021																							
科	8031																							
	8041																							
科	8051																							
	8061																							
科	8071																							
	8081																							
科	8091																							
	8101																							
科	8111																							
	8121																							

学 科 名 〔上記「6」で○で囲んだ学科名又は記入した学科名を記入する。〕	学 科 番 号	課 程 別	L 学術研究, 専門・技術サービス業		M 宿泊業, 飲食サービス業		N 生活関連サービス業, 娯楽業		O 教育, 学習支援業		P 医療, 福祉		Q 複合サービス事業		R サービス業(他に分類されないもの)		S 公務(他に分類されるものを除く)		T 上記以外のもの		計		
			男	女	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
			別																				
科	8012																						
	8022																						
科	8032																						
	8042																						
科	8052																						
	8062																						
科	8072																						
	8082																						
科	8092																						
	8102																						
科	8112																						
	8122																						

1 産業別就職者数の分類は、「日本標準産業分類」による。

卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5-4）

秘

中等卒4

都道府県番号	学校コード
7	

統計法に基づく基礎統計調査

学校名	中等教育学校	取扱者
分校	分校	氏名
報告者	氏名	
校長		

学 科 名 〔上記「6」で○で囲んだ学 科 名又は記入した学 科 名を記入する。〕	学 科 番 号	課 程 別	B 専門的職業・技術者		C 事務従事者	D 販売従事者	E サイバース職業	F 保安職業者	12 職 業 別					計	計のうち 職 業 学 校 就 業 安 定 所 通 じ 又	自 己 家 就 業 ・ 自 営 業 者
			男	女					G 農林漁業従事者	H 生産工程従事者	I 輸送・機械	J 建設・採掘	K 運搬・清掃等			
科	80110															
	80210															
科	80310															
	80410															
科	80510															
	80610															
科	80710															
	80810															
科	80910															
	81010															
科	81110															
	81210															

学 科 名 〔上記「6」で○で囲んだ学 科 名又は記入した学 科 名を記入する。〕	学 科 番 号	課 程 別	13 就 職 先 の 都 道 府 県 別 就 職 者 数	
			男	女
科	90110			
	90210			
科	90310			
	90410			
科	90510			
	90610			
科	90710			
	90810			
科	90910			
	91010			
科	91110			
	91210			

1 職業別就職者数の分類は、「日本標準職業分類」による。

令和8年度 学校基本調査 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5-5）

秘

統計法に基づく基幹統計調査

都道府県番号	学校コード
	7

学校名	中等教育学校 分校	報告者氏名	校長 氏名	取扱者 氏名
-----	--------------	-------	----------	-----------

学 科 名 <small>（上記「6」で○で囲んだ学科名又は記入した学科名を記入する。）</small>	学 科 番 号	課 程 別	13 就 職 先 の 都 道 府 県 別 就 職 者 数 <small>（つづき）</small>		島 根	島 取	和 歌 山	奈 良	兵 庫	大 阪	京 都	滋 賀	三 重	愛 知	静 岡	岐 阜	長 野	山 梨	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	そ の 他	計					
			男	女																																		
科	9.0.1.1																																					
	9.0.2.1																																					
科	9.0.3.1																																					
	9.0.4.1																																					
科	9.0.5.1																																					
	9.0.6.1																																					
科	9.0.7.1																																					
	9.0.8.1																																					
科	9.0.9.1																																					
	9.1.0.1																																					
科	9.1.1.1																																					
	9.1.2.1																																					

学 科 名 <small>（上記「6」で○で囲んだ学科名又は記入した学科名を記入する。）</small>	学 科 番 号	課 程 別	13 就 職 先 の 都 道 府 県 別 就 職 者 数 <small>（つづき）</small>		島 根	島 取	和 歌 山	奈 良	兵 庫	大 阪	京 都	滋 賀	三 重	愛 知	静 岡	岐 阜	香 川	徳 島	山 口	廣 島	岡 山	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	そ の 他	計								
			男	女																																			
科	9.0.1.2																																						
	9.0.2.2																																						
科	9.0.3.2																																						
	9.0.4.2																																						
科	9.0.5.2																																						
	9.0.6.2																																						
科	9.0.7.2																																						
	9.0.8.2																																						
科	9.0.9.2																																						
	9.1.0.2																																						
科	9.1.1.2																																						
	9.1.2.2																																						

**【普通教育を主とする学科】**

- 110 普通科……………普通科
- 120 学際領域学科……………学際領域学科
- 130 地域社会学科……………地域社会学科
- 140 その他普通科……………その他普通科

**【専門教育を主とする学科】**

- 200 農業に関する学科
  - 201 農業関係……………農業科, 農業経営科, 営農科, 農林科, 茶業科, 農畜産科, 農業畜産科, 農業園芸科, 農園芸科, 総合農業科, 農林経営科, 農園科, 農産園芸科, ハイテク農芸科, 農産科学科, 熟帯農業科, 農業技術科, 農林生産科学科, 生物生産技術科, 植物クリエイト科, 生産技術科, 生物生産科, 農業科学科, 農業技術経営科, 熟帯資源科, 生産科学科
  - 202 園芸関係……………園芸科, 果樹園芸科, 柑橘科, 柑橋園芸科, 施設園芸科, 園芸経営科, りんご科, 緑地園芸科, 園芸科学科, 園芸・果樹科, フラワーアレンジメント科, 園芸工学科, 熟帯園芸科, システム園芸科, 都市園芸科, 園芸ビジネス科, 園芸デザイン科, 緑花システム科
  - 203 畜産関係……………畜産科, 酪農科, 装蹄畜産科, 畜産経営科, 畜産科学科, 資源動物科, 畜産技術科, 動物科学科
  - 213 食品科学関係……………農産製造科, 食品加工科, 農芸化学科, 食品化学科, 食品工業科, 農業化学科, 農産科, 食品科, 醸造科, 食品製造科, 食品工学科, 食品科学科, 食品産業科, 食品技術科
  - 206 農薬土木関係……………農薬土木科, 農薬工学科, 農林土木科, 農薬開発科, 環境開発科, 地域開発科, 環境土木科, 土木科, 環境工学科
  - 207 農業機械関係……………農業機械科, 機械技術科
  - 208 造園関係……………造園科, 環境緑地科, 造園工学科, 緑地土木科, 緑地工学科, 造園土木科, 環境緑化科, 環境科学科, 環境造園科, 緑地デザイン科, 環境デザイン科, 緑地計画科, 緑地計画科, 造園緑地科, 環境創造科
  - 209 林業関係……………林業科, 林産科, 林業林産科, 木材加工科, 森林土木科, 林業緑地科, 林産工学科, 特用林産科, 森林工学科, 林業工学科, 林業技術科, 林産工学科, 森林科学科, 森林資源科, 森林リサーチ科, 森林環境科
  - 216 生活科学関係……………生活科, 園芸家政科, 園芸生活科, 生活文化科, 生活技術科, フラワークリエイティブ科
  - 219 農業経済関係……………農業経済科, 生産流通科, 食品流通科, 酪農経済科, 情報経営科, 地域経済科, 農業情報システム科, 経済科, 生産経営科, 生産情報科, 生活経済科, 生活経済科, 園芸経済科, 園芸流通科, 生産流通システム科
  - 222 生物工学関係……………生物工学科, バイオ工学科, 生物工業科, 応用生物科, 農業バイオ科, 微生物技術科, 農産バイオ科, バイオ園芸科
  - 250 その他……………農業・生活科, 酪農・生活科, 酪農・家政科, 産業技術科, 普通・園芸科, 普通・農業科, 農業・園芸科, 農業・畜産科, 農業技術科, 農芸科学科, 農芸工学科, 生物生産工学科, 産業基礎科, 園芸・家政科, 農林・家政科, 生産科学科, 緑地観光科, 生物科学科, 生物資源科, 農業福祉科, 総合技術科, 生活・経営科, 繊維科, 森林環境科, 生活(・)園芸科, ライフデザイン科, 農業環境科, 林業・農業土木科, 生活福祉科

**300 工業に関する学科**

- 301 機械関係……………機械科, 機械工作科, 機械工学科, 機関科, 生産機械科, 機械製図科, 精密機械科, 原動機械科, 産業機械科, 開発機械科, 原動機科, 生産工業科, 機械プログラミング科, 機械技術科

機械制御科, ものづくり科, 機械デザイン科

- 302 自動車関係……………自動車科, 自動車工学科, 自動車工業科, 自動車整備科, 自動車・造船科, 航空車両整備科, 交通工学科, オートモビル工学科
- 303 造船関係……………造船科
- 305 電気関係……………電気科, 電気工事例, 電気工学科, 電気・電子科, 電気エネルギー科, 電気情報システム科, 電気ビジネス科, 総合電気科, 電気システム科, 電気情報工学科, 電気工事士科
- 306 電子関係……………電子科, 電子工学科, 電子技術科, 無線通信科, 通信工学科, 電子家庭科, 電子通信科, 電子制御科, 電子・電気科, 電子コミュニケーション科, ハイテク電子科, 電子ビジネス科, 情報技術関係……………情報技術科, コンピュータ科, 情報電子科, 情報処理科, 電子情報科, 情報科, 情報理数科, 国際情報技術科, 情報科学科, 電気情報科, 情報システム科, 電子情報システム科, 情報工学科, コンピュータ情報技術科, 情報建設科, 情報メディア科
- 309 建築関係……………建築科, 建設工学科, 建築設備科, 建築木材科, 建築システム科, 住居デザイン科, 建築デザイン科, 建築工学科, 伝統建築科(専攻科)
- 310 設備工業関係……………設備工業科, 設備システム科, システム工学科, 環境システム科
- 311 土木関係……………土木科, 建設科, 建設機械科, 土木建築科, 水中土木科, 建設工業科, 開発土木科, 建設技術科, 海洋開発科, 建築・土木科, 都市システム科, 都市工学科, 土木建築デザイン科, 環境建設科, 環境土木科, 建設システム科, 土木情報科, 土木システム科
- 312 地質工学関係……………地質工学科, 土地地質科
- 313 化学工業関係……………工業化学科, 電気化学科, 環境工学科, 化学工業科, 食品工業科, 化学科, 材料化学科, バイオ化学科, 応用化学科, 素材システム科, 化学システム科, 環境科学科, システム化学科, 環境化学科, 生物化学科, 化学技術科
- 314 化学工学関係……………化学工学科, 化学応用科
- 316 色化学関係……………色化学科, 色染工業科, カラーリングアーツ科, 色染工学科
- 326 電子機械関係……………電子機械科, メカトロニクス科, 機械システム科, コンピュータ機械工学科, 生産システム科, 情報機械科, 工業計測科, 自動制御科, 制御システム科, 制御システム科, 機械電気科, 機械電気システム科, システムサイエンス科, 機械設備システム科, システム工学科
- 329 材料技術関係……………材料技術科, 金属工業科, 材料工学科, 金属加工科, 材料システム科, アートクラフト科, 溶接科
- 332 セラミック関係……………窯業科, セラミック科, セラミックス工学科, 陶芸科
- 335 繊維関係……………繊維工業科, 繊維科, 繊維工学科, 染織科, 繊維工芸科, 情報・繊維科, 染織システム科, 素材化学科, 繊維システム科, 染織技術科, 高分子技術科, 繊維デザイン科, テキスタイル工学科, テキスタイル工学科, ファッション工学科, ファッション工学科, 高分子工学科, 染織デザイン科, テキスタイル科, テキスタイルデザイン科
- 318 インテリア関係……………インテリア科, 工芸科, 木材工芸科, 金属工芸科, 室内工芸科, 漆芸科, インテリア・デザイン科, 写真工芸科, モダンクラフト科, 木工科(特別支援学校), デザインシステム科, 製図学科, クラフト科
- 319 デザイン関係……………デザイン科, 工業デザイン科, 産業デザイン科, 繊維デザイン科, 繊維デザイン科, 製図デザイン科, 製図デザイン科, 染織デザイン科, 情報デザイン科, 応用デザイン科, デザイン美術科, 情報・デザイン科, ビジュアルデザイン科, 映像デザイン科, プロダクトデザイン科, デザイン工学科
- 321 印刷関係……………印刷科, 印刷工業科, 印刷工業科, 画像工学科, グラフィックアーツ科
- 322 薬業関係……………薬学科, 薬業経営科, 薬品分析科, 薬品科学科, 薬品科学科, 製薬技術科
- 323 航空関係……………航空科, 航空工学科

- 3 5 0 その他……工業科, 工業技術科, 運輸科, トレーニング科, 工業家庭科, 総合技術科, 産業技術科, 技術科, 生命工学科, 理教工学科, 科学技術科, 製図科, デザインシステムコンピュータ産業科, 生活工学科, 環境・電気情報システム科, 理工学科, 材料・設備科, 科学工学科, 工業技術科夜間部ものづくり工学科  
 プロダクト工学科, システム工学科, デュアルシステム工学科, 生産工学科, 科学・技術科, 創造技術科
- 4 0 0 商業に関する学科**
- 4 0 1 商業関係……商業科, 経営科, サービス経営科, 総合ビジネス科, ビジネス科, 企画経営科, 経営実務科, 管理科, トータルビジネス科, 経済情報科, ビジネスマネジメント科
- 4 0 7 流通経済関係……流通経済科, 経済システム科, 流通ビジネス科, 流通マネジメント科, 経済科, ソフト経済科, 営業科, 商業デザイン科, 商業実務科, 商業英語科, 国際情報科, 国際経済科, 国際流通科, 国際科, 国際会計科
- 4 1 0 国際経済関係……貿易科, 英語実務科, 商業英語科, 国際情報科, 国際流通科, 国際商業科, ファイナンス科
- 4 1 3 会計関係……経営経済科, 会計科, ビジネス会計科, 経営経済科, 会計事務科, 経理事務科, O A 会計科
- 4 0 4 情報処理関係……情報処理科, 情報科, 生産管理科, 情報科学科, 情報処理技術科, 情報システム科, コンピュータ事務科, 情報経営科, 情報会計科, 情報管理科, コンピュータビジネス科, 情報処理商業科, 情報事務科, 情報ビジネス科, 情報経済科, 商業情報科, 事務情報科, 情報流通科, 情報商業科, 会計情報科, 情報オフィス科, オフィス情報科, コンピュータタイプライター科, 経営情報科, 情報デザイン科, 情報企画科, 事務科, 事務管理科, コンピュータ総合ビジネス科, ビジネス情報処理科, 国際マルチメディア科, 国際情報ビジネス科, 情報コミュニケーション科
- 4 5 0 その他……医療実務科, 国際観光科, 歯科実務科, サービス観光科, 秘書経理科, O A 秘書科, 医療秘書科, 医療事務科, 秘書科, 秘書英語科, 秘書情報科, 観光科, ビジネスコミュニケーション科, 未来商学科, ビジネス・観光科
- 5 0 0 水産に関する学科**
- 5 0 8 海洋漁業関係……漁業科, 海洋科, 海洋漁業科, 海洋技術科, 漁業・機関科, 漁業生産科, 海洋科学科, 情報海洋科, 海洋情報科, 遠洋漁業科, 海洋技術スポーツ科, 航海工学科
- 5 1 1 水産食品関係……水産製造科, 製造科, 食品化学科, 食品工学科, 食品製造科, 食品工業科, 食品科学科, 水産食品科, 食品産業科, 産業経済科, 海洋食品科, 食品経済科, 食品システム科, 海洋食品情報科
- 5 0 3 資源増殖関係……資源増殖科, 栽培漁業科, 水産増殖科, 漁業経営科, 水産科, 栽培流通科, 海洋生産科学科, アクライフ科, 水産製造・増殖科
- 5 1 4 海洋工学関係……海洋工学科, 機関科, 水産工学科, 機械技術科  
 (旧水産工学関係)
- 5 1 7 情報通信関係……無線通信科, 電子通信科, 情報通信科
- 5 5 0 その他……海洋工学科, 開発科, 食品流通科, 水産経済科, 流通経営科, 生産流通科, 海洋生産科, マリン技術科, 海洋総合科, マリン開発科, 流通情報科
- 6 0 0 家庭に関する学科**
- 6 0 1 家庭関係……家政科, 家庭科, 家庭経営科, 生活科学科, 家政科学科, 生活経営科, 総合生活科, 生活文化科, 家庭科学科, 生活科, 生活デザイン科, 生活実務科, 教養科, 人間生活科, 総合家庭科, 総合環境科, 人間文化科
- 6 0 2 被服関係……被服科, 服飾科, 服飾デザイン科, 情報デザイン科, 服飾科学科, 服飾形造科, 被服デザイン科, ファッション文化科, 洋服科
- 6 0 3 食物関係……食物科, 食物調理科, 食文化科, 食品調理科, 調理科, 栄養食物科, フードデザイン科
- 6 0 5 保育関係……保育科, 音楽保育科, 保育福祉科

- 6 5 0 その他……商業家庭科, 生活福祉科, 生活情報科, 福祉教養科, リビングデザイン科, 情報ビジネス科, 経理家庭科, 生活インテリリア科, 教養福祉科, 福祉生活科, 生活国際科, ライフデザイン科, 生活技術科
- 7 0 0 看護に関する学科**
- 7 0 1 看護関係……衛生看護科, 看護科
- 7 2 0 情報に関する学科**
- 7 2 1 情報システム設計・管理関係……情報システム科, 情報管理科, 情報科学科, 情報科, システムメディア科, 情報処理科
- 7 2 2 マルチメディア関係……マルチメディア科, 情報デザイン科
- 7 5 0 福祉に関する学科**
- 7 5 1 福祉関係……福祉科, 医療福祉科, 社会福祉科, 福祉教養科, 教養福祉科, 生活福祉科, 福祉生活科, 健康福祉科, 介護福祉科
- 8 0 0 その他の専門教育を施す学科**
- 8 0 1 理数関係……理数科, 数理科学科, 総合科学科, サイエンス科
- 8 0 2 外国語関係……英語科, 外国語科, 英語実務科, 貿易外国語科, 国際英語科, 国際語科, 英語進学科, e-プラットフォーム科
- 8 0 3 音楽・美術関係……美術科, 芸術科, 美術デザイン科, 図案科, 漆芸科, 彫刻科, 西洋画科, 日本画科, 音楽科, 美術工芸デザイン科, デザイン科, 応用デザイン科
- 8 0 4 体育関係……体育科, 保健体育科, 武道科, スポーツ健康科学科, 生体スポーツ科
- 8 5 0 その他……英数科, 服飾科, 染織科, 食品保蔵科, 食品製造科, 食品機械科, 国際ホテル観光科, 国際教養科, 国際科, 国際文化科, 文理科, 演劇科, 国際人文科, 情報科学科, 人文科, 国際交流科, 文科情報科, 国際教育科, 情報システム科, 産業科(特別支援学校), 理数科学科, 人文学科, 国際産業科, 科学科, 芸術文化科, 環境科学科, 文英科, 環境技術科, 環境デザイン科, 国語科, 総合進学科, 英語人文学科, 自然環境科, 国際科学科, 総合職業科, 国際観光科, 国際文科, クリーニング科(特別支援学校), 英語情報科, 宗教科, 産業総合科, 生活産業科, 文化総合科, 環境防災科, コスモサイエンス科, 総合産業科, 表現科, 文理総合科, 教育実務科, 文理科学科, 教養科学科, 人間環境科

**【普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科】**  
 9 0 0 総合学科……総合学科

**\* 学校調査票は小分類、卒業後の状況調査票は大分類の学科コードを使用します。**





## 令和8年度 学校基本調査 問合せ先

### 電子調査票の操作方法、 ログイン時のトラブルに係る問合せ

⇒文部科学省ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 【運用期間及び受付時間】

令和8年4月上旬(調査開始日) ~ 7月末日  
土・日・祝日を除く 8時30分~12時、13時~18時15分

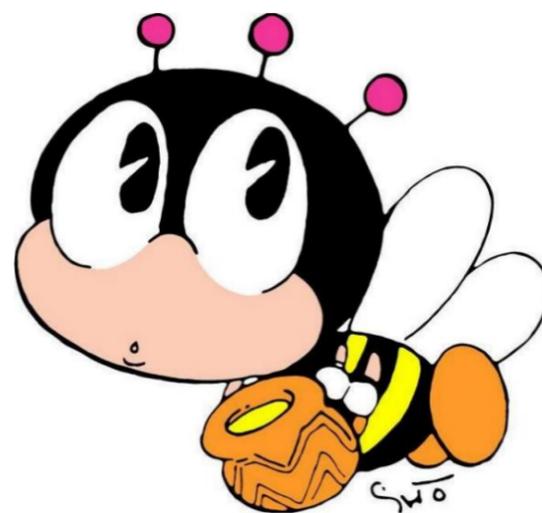
#### 【お問い合わせ先】

お問い合わせ先の電話番号・メールアドレスについては、文部科学省ホームページ  
(<https://www.mext.go.jp/>) (「トップページ」→「白書・統計・出版物」→「統計情報」→  
「学校基本調査」→「オンライン調査システム」)に掲載します。

### 調査の内容に係る問合せ

⇒ご担当の都道府県・市区町村の窓口へお問い合わせください。

学校基本調査を  
よろしくお願いします！



マナビイ